建設委員会記録

開催日時 平成28年6月17日(金) 13:03~16:22

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

岩田 国夫 委員長

清水 勉 副委員長

池田 慎久 委員

森山 賀文 委員

大国 正博 委員

乾 浩之 委員

太田 敦 委員

国中 憲治 委員

川口 正志 委員

欠席委員 なし

出席理事者 金剛 まちづくり推進局長

西川 水道局長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議事

(1) 議案の審査について

議第61号 奈良県立都市公園条例の一部を改正する条例

議第65号 奈良県コンベンションセンター条例

議第66号 市町村負担金の徴収について (建設委員会所管分)

議第68号 コンベンション施設等整備運営事業にかかる特定事業契約の締結について

議第71号 奈良県コンベンションセンターの指定管理者の指定について

議第73号 県道路線廃止について

報第 1号 平成27年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告について

平成27年度奈良県一般会計予算繰越明許費繰越計算書

(建設委員会所管分)

報第 2号 平成27年度奈良県流域下水道事業費特別会計予算繰越計算書

の報告について

報第 3号 平成27年度奈良県水道用水供給事業費特別会計予算繰越計算 書の報告について

報第13号 奈良県土地開発公社の経営状況の報告について

報第14号 奈良県道路公社の経営状況の報告について

報第15号 奈良生駒高速鉄道株式会社の経営状況の報告について

報第19号 地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告について

県営住宅家賃の滞納者等に対する住宅明渡等請求申立てに関する 訴訟事件について

(2) その他

<会議の経過>

○岩田委員長 ただいまから建設委員会を開催します。

本日の委員会において写真、テレビ撮影による取材の申し入れが参っております。

委員会に関する申し合わせ事項では、記者席以外の場所からの写真、テレビ撮影においては、事前に承認を得ることになっていますので、お諮りします。

委員会の審議に支障のないように行っていただくことで許可してよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、写真、テレビ撮影による取材を許可することとします。

本日の委員の欠席はございません。

理事者においては、加藤県土マネジメント部長が欠席されております。ご了承願います。 本日は傍聴者がございません。

それでは、案件に入ります前に、4月1日付で議会事務局に異動がありましたので、事 務局長から自己紹介をお願いします。

○上田事務局長 4月1日付で事務局長を拝命しました上田でございます。よろしくお願いいたします。

〇岩田委員長 次に、常時出席を求める理事者の変更についてですが、今般の組織見直し等により、出席要求する理事者を変更する必要が生じましたので、お手元に配付しています資料のとおり変更し、出席要求をしていますので、ご了承願います。

それでは、4月1日及び6月3日付で理事者に異動がありましたので、県土マネジメン

ト部理事及びまちづくり推進局長から異動のあった職員の紹介を、水道局長から自己紹介 をお願いします。

〇水本県土マネジメント部理事 県土マネジメント部の異動のあった職員を紹介いたします。

県土マネジメント部次長、企画管理室長事務取扱の梅野でございます。

- **〇梅野県土マネジメント部次長(企画管理室長事務取扱)** よろしくお願いします。
- **〇水本県土マネジメント部理事** 県土マネジメント部次長、地域交通課長事務取扱の折原 でございます。
- **〇折原県土マネジメント部次長(地域交通課長事務取扱)** 折原でございます。よろしく お願いします。
- **〇水本県土マネジメント部理事** 建設業・契約管理課長の城垣でございます。
- **○城垣建設業・契約管理課長** 城垣でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- **〇水本県土マネジメント部理事** 道路管理課長の津風呂でございます。
- **〇津風呂道路管理課長** 津風呂でございます。よろしくお願いいたします。
- **〇水本県土マネジメント部理事** 下水道課長の小西でございます。
- **〇小西下水道課長** 小西でございます。どうぞよろしくお願いします。
- **〇水本県土マネジメント部理事** 以上でございます。
- **〇金剛まちづくり推進局長** まちづくり推進局の職員を紹介いたします。 まちづくり推進局理事兼観光局理事の中西でございます。
- **〇中西まちづくり推進局理事(奈良公園・観光振興プロジェクト担当)兼観光局理事** 中 西でございます。よろしくお願いします。
- ○金剛まちづくり推進局長 知事公室審議官兼医療政策部次長兼まちづくり推進局次長の 河合でございます。
- 〇河合知事公室審議官(医大・周辺まちづくりプロジェクト担当)兼医療政策部次長兼ま ちづくり推進局次長 河合でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- ○金剛まちづくり推進局長 まちづくり推進局次長の大西でございます。
- **〇大西まちづくり推進局次長(にぎわい交流担当)** 大西でございます。どうぞよろしく お願いいたします。
- **〇金剛まちづくり推進局長** 大宮通り新ホテル・交流拠点事業室長の岡本でございます。
- ○岡本大宮通り新ホテル・交流拠点事業室長 岡本でございます。よろしくお願いします。

- **〇金剛まちづくり推進局長** 公園緑地課長の大庭でございます。
- **〇大庭公園緑地課長** 大庭でございます。よろしくお願いします。
- ○金剛まちづくり推進局長 奈良公園室長の上平でございます。
- **〇上平奈良公園室長** 上平でございます。よろしくお願いします。
- **〇金剛まちづくり推進局長** 平城宮跡事業推進室長の志茂でございます。
- **〇志茂平城宮跡事業推進室長** 志茂でございます。よろしくお願いいたします。
- **〇金剛まちづくり推進局長** 住まいまちづくり課長の大島でございます。
- **〇大島住まいまちづくり課長** 大島でございます。よろしくお願いいたします。
- ○金剛まちづくり推進局長 建築課長の武田でございます。
- **〇武田建築課長** 武田です。よろしくお願いいたします。
- **〇金剛まちづくり推進局長** 営繕プロジェクト推進室長の水口でございます。
- **〇水口営繕プロジェクト推進室長** 水口でございます。よろしくお願いします。
- **〇金剛まちづくり推進局長** 以上でございます。よろしくお願いいたします。
- **〇西川水道局長** 水道局長の西川でございます。よろしくお願いいたします。
- **〇岩田委員長** 本日の委員会より委員会審議の充実を図るため、情報端末の使用を認める こととなりました。委員会における情報端末の使用に関する申し合わせ事項をお手元に配 付しておりますので、ご参照お願いいたします。

それでは、案件に入ります。

まず付託議案の審査を行います。当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりです。

審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は正副委員長会議の申し合わせにより、 付託を受けた議案の審査結果についてのみの報告となりますので、あらかじめご了承願い ます。

それでは、付託議案について、県土マネジメント部理事、まちづくり推進局長、水道局 長の順に説明願います。

〇水本県土マネジメント部理事 県土マネジメント部所管の6月定例県議会提出予定議案 について、ご説明いたします。

「第324回定例県議会提出議案」の30ページ、議第66号、市町村負担金の徴収についてです。

県土マネジメント部所管分は、31ページの急傾斜地崩壊対策事業と流域下水道事業で

す。これらは今年度に施工する事業について、利益を受ける市町村にその費用の一部を負担していただくもので、地方財政法第27条の規定に基づいて、議決をお願いするものです。

急傾斜地崩壊対策事業については、記載の31市町村を対象に、今年度45カ所の急傾斜地崩壊対策事業を行う予定で、事業費10億7,016万円余に対して、負担率を乗じて算出した8,439万円余を負担していただくものです。流域下水道事業については、記載の28市町村に、今年度実施予定の流域下水道建設事業費37億6,703万円余に対し、負担率を乗じて算出した8億3,150万円を負担していただくものです。

38ページ、議第73号、県道路線廃止についてです。

道路法第7条第2項の規定により、議決を求めるものです。

廃止路線名、大三輪十市線、起点、桜井市三輪、終点、橿原市十市町です。本路線は、 国道169号と国道24号を結ぶ一般県道で、平成24年4月から全線供用開始となった 中和幹線を県による一括管理としたことに伴い、桜井市へ移管するものです。このたび、 桜井市との協議による整備が整いましたので、桜井市へ移管するため、県道としての路線 廃止を行うものです。

39ページ、報第1号、平成27年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告についてです。

県土マネジメント部所管分の繰越明許費については、47ページ、10県土マネジメント費の2道路橋りょう費から4河川費まで及び13災害復旧費の土木施設災害復旧費に記載しています。さきの2月議会において繰越明許枠として、142億1,528万円余を認めていただいておりましたが、その後の精査等により、平成28年度の繰越明許額は総額102億1,423万円余となりました。そのうち、2月補正予算分の33億8,600万円は、適正な工期を確保するために繰り越したものです。2月補正予算を除いた68億2,823万円余の繰越額は、昨年度の134億5,010万円余と比べ、48%の減となっておりますが、これらについての繰り越し理由は、施工中の工事箇所における昨年7月の台風11号による被災、工事の施工方法や条件に関する地元調整の難航、用地交渉の難航による用地買収のおくれなどの理由でやむを得ず繰り越したものです。今年度は、昨年度に比べて少なくなっていますが、一層の削減に向け全力で取り組んでまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

51ページ、報第2号、平成27年度奈良県流域下水道事業費特別会計予算繰越計算書

の報告についてです。

工法検討等に不測の日数を要したこと等により、さきの2月議会において繰越明許額として11億1,200万円を認めていただいておりましたが、その後の精算等により、平成28年度への繰越額は10億9,051万円余となりましたので、報告いたします。

次に、62ページから64ページにかけて、報第13号、奈良県土地開発公社の経営状況の報告について、報第14号、奈良県道路公社の経営状況の報告について、報第15号、 奈良生駒高速鉄道株式会社の経営状況の報告に関しては、別冊の資料で説明いたします。

奈良県土地開発公社の平成28年度事業計画書、1ページ、事業の実施方針です。本年度の主な事業は、県からの受託事業である道路、河川、都市計画事業の用地先行取得業務です。

2ページの土地造成事業については、北野台団地や佐保山団地などの長期保有地の早期 売却に努めてまいります。北野台団地については、各種広報やネットオークションの活用 等により、引き続き販売の促進に努めます。佐保山団地については、公社所有の事業用地 ですが、登記名義が奈良県となっていたことから、公社に名義を変更した上、売却も含め、 今後の活用について、検討します。また、国から受託しております京奈和自動車道大和北 道路の用地買収を引き続き実施します。

事業の詳細については、2.事業の実施計画に記載されております。県からの受託については、道路事業では国道168号、河川事業では葛城川、都市計画事業では城廻り線ほかで、用地の先行取得を行います。このほか企業立地事業として、京奈和自動車道御所インターチェンジ周辺の産業集積地形成事業用地、医大・周辺まちづくり事業として、橿原市四条町の事業用地の先行取得を行います。また、国土交通省の京奈和自動車道大和北道路については、大和郡山市域に加えて、平成28年度より新規に奈良市域の資金代行を開始するため、面積が2万7,000平方メートル、金額としては32億円余の規模となっています。

4ページ、(2)土地売却等は、先行取得した用地を事業主体に売り払い、事業主体が 買い戻すという事業で、記載のとおりの内容となっています。このほか、土地造成事業と して北野台団地の分譲、附帯事業として橿原ニュータウンの用地を使って賃貸駐車場を行 う等の事業を行います。

以上が平成28年度の事業計画です。

続いて、平成27年度事業報告書の説明に移ります。奈良県土地開発公社の平成27年

度事業報告書、1ページの事業の概要です。昨年度実施した主な事業ですが、県の道路事業や都市計画事業に伴う公有地取得業務を行いました。県との連携を強め、積極的に資金 代行を進めた結果、土地取得状況は、下段の表のように、前年度と比べて大幅増となりま した。

事業の詳細については、4ページの(1)土地取得としては、備考欄に記載している結 崎田原本線、西九条佐保線などで用地取得を行いました。

次に、土地売却として、国道168号などの事業用地を県に売却しました。一部事業の移転完了手続が平成28年度にずれ込んだため、土地売却は前年と比べて減少しています。 2ページの(2)土地造成事業及び附帯事業についてでは、長期保有資産の五條団地を2区画に分割して売却するとともに、橿原ニュータウンの土地を賃貸駐車場として活用しました。公社のこれらの保有資産の売却により、平成27年度末における長期保有資産は、

3ページの京奈和自動車道大和北道路事業については、平成30年代半ばの完成供用を 目指し、6,018平方メートルを先行取得しました。

7ページ以降はこれらの事業に係る財務諸表ですが、説明を省略いたします。

以上で奈良県土地開発公社の経営状況の報告を終わります。

5万5,864平方メートルとなりました。

続いて、道路公社の経営状況について、説明いたします。奈良県道路公社の平成28年度事業計画書、1ページの1.事業の実施方針です。今年度の事業計画としては、引き続き円滑かつ安全な交通を確保し、利用者サービスの向上に努めることを基本に、第二阪奈有料道路の管理をいたします。供用から19年が経過し、トンネル、橋りょう等の経年劣化等に対応するため、計画的な維持管理を行うことにより、施設の長寿命化やライフサイクルコストの縮減に努めます。

3ページ以降で平成28年度予算及び資金計画を示しています。収入支出予算の表を使って説明いたします。

4ページに記載のとおり、収入は合計で284億円余見込んでいます。このうち、道路の料金収入が85億円余となります。支出は、合計で277億円余です。内訳ですが、維持改良費が13億円余、業務管理費が62億円余、業務管理費の大半は大阪府への料金の支払いです。料金収入配分費51億円余ですが、こちらは第二阪奈有料道路の料金を奈良県が一括して徴収し、大阪府へ配分するという処理をしていることによるものです。そのほか借入金の返済である業務外支出と一般管理費を合わせて平成28年度の計画となって

います。

5ページの平成28年度資金計画については、説明を省略いたします。

続いて、平成27年度業務報告書の説明に移ります。奈良県道路公社では、昨年度に引き続き第二阪奈有料道路の料金徴収業務と道路維持管理業務を行いました。

奈良県道路公社の平成27年度業務報告書の1ページ、事業の概要ですが、主要なところだけ説明します。利用交通量ですが、平成27年度1年間での総利用台数は、1,24 8万台余で、前年度比100.8%となっています。

2ページ、(2) 料金収入ですが、平成27年度料金収入は、87億円余で、対前年度 比102.49%となっています。

3ページ以降については、説明を省略いたします。

以上で奈良県道路公社の経営状況の報告を終わります。

続いて、奈良生駒高速鉄道株式会社の経営状況について、ご説明いたします。奈良生駒高速鉄道株式会社の平成28年度事業計画書、1ページの事業の実施方針です。奈良生駒高速鉄道株式会社は、けいはんな線の生駒駅から学研奈良登美ヶ丘駅間の鉄道施設を近畿日本鉄道株式会社に貸し付け、その線路使用料収入を主たる収益としています。平成28年度の目標ですが、年間の収支見通しとして、営業利益を5億4,000万円、経常利益を1億6,000万円と見込んでいます。単年度収支について、今年度は黒字に転換する計画となっています。詳細は2ページに記載のとおりです。

2ページの収支見通しですが、鉄道事業営業収益から鉄道事業営業費を差し引きますと 鉄道事業営業損益は5億4,100万円になっています。そこに営業外収益を足し、さら に営業外費用である支払い利息3億7,800万円を差し引きますと、経常利益としては、 1億6,300万円となり、税金を払いますと、平成28年度の純損益として1億3,8 00万円となります。この対前年費欄にありますように、平成28年度純損益は、昨年度 に比べ2億2,300万円の改善を見込んでいます。

続いて、平成27年度事業報告書の説明に移ります。奈良生駒高速鉄道株式会社の平成27年度事業報告書の1ページ、1. 現況に関する事項ですが、コストの削減に努めるとともに、低利資金の借り入れなどにより、支払い利息の低減を図ってきました。その結果、平成27年度の営業利益は3億2,400万円余となり、平成27年度の純損失は8,400万円余という状況になっています。

2ページの資金調達の状況に記載しているように、平成27年度末までの借入金残高が

235億2,900万円であり、平成26年度に比べて10億500万円減少しています。 以上で奈良生駒高速鉄道株式会社の経営状況の説明を終わります。

県土マネジメント部所管の6月定例県議会提出議案の説明は以上です。ご審議のほどよ ろしくお願いします。

〇金剛まちづくり推進局長 まちづくり推進局所管の6月定例県議会提出議案について、 ご説明します。

「第324回定例県議会提出議案」の16ページ、議第61号、奈良県立都市公園条例の一部を改正する条例です。これは県立都市公園における無人航空機の飛行届出を定めるため、所要の改正を行うものです。

27ページの議第65号、奈良県コンベンションセンター条例です。これは本年3月3 1日に落札者を決定した大宮通り新ホテル・交流拠点事業、コンベンション施設等整備運 営事業で整備するコンベンション施設、屋外、屋内の多目的広場、観光振興施設、駐車場、 駐輪場、バスターミナル等の各施設から成る奈良県コンベンションセンターを公の施設と して設置すること及び指定管理者の指定に関する事項を定めるものです。

次に、30ページの議第66号、市町村負担金の徴収についてです。

まちづくり推進局所管分は、(仮称) 奈良インターチェンジ周辺整備事業及び奈良公園 施設魅力向上事業です。これは地方財政法第27条の規定により、今年度に施工する事業 により利益を受ける、奈良市に記載の費用の一部を負担していただくものです。

33ページの議第68号、コンベンション施設等整備運営事業にかかる特定事業契約の締結についてです。

この事業は、さきの9月議会で全体の事業費について、債務負担行為に係る予算の了承をいただいたことを受けて事業者を公募し、本年3月31日に事業者を選定したものです。事業名は、コンベンション施設等整備運営事業、事業場所は奈良市三条大路1丁目、事業期間は契約締結の日から平成47年3月31日までです。東京オリンピック・パラリンピックが開催される平成32年3月までが設計及び建設工事です。その後、平成47年3月まで15年間の管理運営から成る事業期間です。契約金額は、219億7,008万円余です。契約の相手方は、PFI奈良賑わいと交流拠点株式会社です。なお、同株式会社とは、株式会社大林組を中心とした4社が設立した会社です。これについては、総合評価一般競争入札方式にて入札を実施し、ホテルを核とした賑わいと交流の拠点整備事業審査委員会が提案内容について、コンベンション施設、屋外多目的広場、観光振興施設、バスタ

ーミナル等々について、事業全体に関する事項、設計、建設、維持管理、運営等の各業務に関する事項、事業計画に関する事項、民間提案施設事業等に関する事項について、審査を行いました。委員会からの答申を受け、県が株式会社大林組を代表企業とする企業グループを落札者に決定したものです。審査のこの経緯と結果については、審査講評を県のホームページで公表しているところです。

本議会で承認をいただいて本契約を締結をいたしたく存じます。

36ページ、先ほどの関連ですが、議第71号、奈良県コンベンションセンターの指定管理者の指定についてです。

指定の相手方はPFI奈良賑わいと交流拠点株式会社で、指定の期間は平成32年4月 1日から平成47年3月31日までです。なお、施設の使用料、その他の事項については、 設計また運営等が確定した段階で改めて議会にご承認をお願いする予定にしております。

次に、39ページ、報第1号、平成27年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告についてです。

48ページから49ページのまちづくり推進費及び住宅費です。さきの12月及び2月の当委員会において、繰越明許費をお願いしたところです。その後の精算等により、平成28年度への繰越額は、総額として22億2,550万円余となっています。現場条件の変化などに伴う工法変更、地元調整、用地交渉の難航、また計画の見直し等が主な理由です。前年度の繰越額からは減っていますけれども、今後の執行については、現在計画的、確実な、着実な執行ということで執行管理を進めています。ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、88ページの報第19号、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の 報告についてです。そのうち、県営住宅家賃の滞納者等に対する住宅明渡等請求申立に関 する訴訟事件について、ご報告します。

明細について、90ページの表は家賃滯納の月数が6カ月以上、または滯納額が20万円以上のもののうち、特に悪質と認められる5件について、住宅の明渡等の請求申し立てをしたものです。

まちづくり推進局所管 6 月定例県議会提出議案の説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〇西川水道局長 水道局所管の提出議案について、説明します。

「第324回定例県議会提出議案」の52ページ、報第3号、平成27年度奈良県水道

用水供給事業費特別会計予算繰越計算書の報告について、建設改良費の繰り越しです。

事業は用水供給建設事業で、予算計上額が11億9,738万5,000円に対して、支払義務発生額が8億7,906万6,512円、翌年度への繰り越しが1億200万円となっています。繰越額の財源については、議案書に記載のとおりです。繰り越し理由については、工事の施工方法の検討等に不測の日数を要したことなどによるものですが、5月末時点で全て契約済みとなっており、早期完成に向けて進捗管理を徹底して取り組んでいるところです。また、不用額2億1,631万8,488円については、入札差金等による工事費の執行残などによるものです。

以上が水道局提出議案の概要です。ご審議のほどお願い申し上げます。

- **〇岩田委員長** ただいまの説明について、質疑があればご発言お願いします。 なお、その他の事項については、後ほど質疑を行います。
- ○森山委員 議第73号の県道路線廃止について確認ですが、国道24号と接続しているところがかつて狭かったものを県に広げていただき地元の方も大変喜んでおられるところで、記憶があったのですけれども、この大三輪十市線は、桜井市大三輪から橿原市に入って国道24号につながります。この道路が、今回中和幹線ができたから市道になったとのことです。橿原部分は先行して、すでに市に移管されていたから、今回は桜井の部分だけの移管になるのか、廃止理由が、県が中和幹線全線の供用を開始したことに伴い、桜井市へ移管するためという説明になっているのですけれど、橿原市の部分は一足先に移管されていたのでしょうか。そうでなければ、説明は、橿原市十市町から桜井市大三輪とありますから、一緒に移管することになるのではないのか、その確認です。
- **○津風呂道路管理課長** 大三輪十市線ですが、おっしゃるとおり、橿原市から桜井市にかかる県道です。この移管については、橿原市は橿原市の条件整備、桜井市は桜井市の条件整備があり、先行して橿原市の条件整備が整ったので、移管についても先行して、橿原市はもう済んでいます。
- **〇森山委員** わかりました。
- ○清水副委員長 1点だけ確認いたします。

議第66号、市町村負担金ですが、昨日の一般質問でもご答弁があったのですけれども、 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第23条で受益者負担金が定められていま す。昨日のご答弁では、地方財政法で問題がないというご指摘だったと思うのですが、他 法優先の原則がありますので、今後その条例整備をされるかどうかをもう一度確認したい と思います。

〇城ケ崎砂防・災害対策課長 急傾斜地崩壊対策事業における受益者負担金に係るご質問でした。

委員ご指摘のとおり、急傾斜地崩壊対策事業の実施に当たっては、急傾斜地法に基づき 直接受益者に求める方法と、地方財政法に基づいて受益者を広く市町村に求める、現在私 どもが実施している方法があり、昭和46年から当該方法で実施しているところです。今 回も議案を提出しているところです。現在のところ、今回の議案提出するに当たり、各市 町村の方々からも特段の意見をいただいていませんので、このような考えで進めていきた いと思っています。以上です。

- **〇清水副委員長** 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく県条例は、当面 制定しないという考えでよろしいのですか。
- **〇城ケ崎砂防・災害対策課長** 現時点で、市町村においては、特段のご要望がないということと、全国的に見ても標準的な実施方法ということで、このように考えているところですが、全国的な動向や市町村の皆様方のご意見に傾注し、今後とも対処してまいりたいと思っています。以上です。
- **〇岩田委員長** ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかになければ、これをもちまして付託議案についての質疑を終わります。

続いて、付託議案について、委員の意見を求めます。ご発言お願いいたします。

- **〇川口(正)委員** 後の報告内容に係る問題と提案されている内容とを符合して発言したいと思っています、議案だけ先に、処理されると発言しづらいわけです。
- **〇岩田委員長** 関連しているならば、発言願います。
- **〇川口(正)委員** 先般、まほろば健康パークの建設にかかわって、基礎くいが打ち込まれていない、設計どおりでなかったということで工事者から申し出があり、その後、点検したところ、結果、安全だという報告がありましたけれども、私は唖然としています。

今回また奈良県コンベンションセンター建設にかかわって、同じ方式で発注されるわけですけれども、万が一、工事にそんなことはないと思いますけれども、万が一、手抜きやミスなどが生じた場合に一体どうなるのか。まほろば健康パーク建設にかかわっては、第三者機関が大丈夫です、安全ですと検査認定をしたのだったら私は理解しますが、工事者から安全ですと報告があったから、県が即答でオーケーの返事をするというのはいかがな

ものかと思う。加えて、こんな場合には工事にミスがあった、手抜きがあった。だけど、 工事費等の契約にかかわっての減額、そういうことにかかわり合いがないのかどうなのか。 今度のこの奈良県コンベンションセンター建設にかかわっても、そういった事態が生じた 場合には、工事費等において、プラス・マイナスという問題が起こり得ることがないのか どうなのか私は気になるわけです。いずれにしても、見る目やはかり方がどうなのだ、あ るいはそれらに対して対処の進め方がどうなのだということに一貫した手だてがなければ、 他のいろんな事業にかかわってもこのようなことが生じると思う。Aの事業にかかわって A流の考え方、Bの事業にかかわってB流の考え方、Cの場合はC流の考え方と、はかり 方の基礎基本が統一されなければいけない。その時々の都合で物事を措置していたのでは、 いかがなことになるのかと気になるわけです。そういう意味で、奈良県コンベンションセ ンター建設にかかわってそういったこと、つまりまほろば健康パークとのかかわり合いに おいての判断を尋ねておきたいと思う。

それから、このPFI方式で事業が立ち上げられた契約が、少し長過ぎるのではないかと思うのですが、一般的には15年くらいのようですが、事業の請負者がそのまま継続して運営管理をなさるということになりますので、究極の問題が起こった場合の究極の責任は一体どういう形でおさめることになるのかということも懸念をするわけです。この辺の一貫性を理解をさせていただきたいと、あまりこだわる気はないですけれども、ここ一、二年の流れの中でこのことに関心を寄せておりますので、理解をさせていただきたいと思います。

○岡本大宮通り新ホテル・交流拠点事業室長 委員がお尋ねのPFI方式によるコンベンション等施設の事業ではどうかということですけれども、PFI方式では民間の技術、ノウハウの活用を期待する仕組みであることから、通常の公共工事のようにチェックを行う仕組みとは異なります。事業者による自己チェックが基本であるため、県が監督という立場での介入の制度はありませんので、委員がお述べのようなご懸念をお持ちかと思います。このような制度の中で、この事業においては、実際に建設工事の役割を担う構成企業と工事監理の役割を担う構成企業がはっきり分かれており、かつ、それぞれの企業は全国でもこの方式による事業の豊富な実績を持っていることから、適切な工事、工事監理を行っていただけるものと考えております。このような仕組みで工事が行われるのですけれども、ここまででは発注者としての県のチェックが働かないので、発注どおりの工事がされるかどうかをしっかりチェックしていくことが県の役割として必要と考えています。そこで契

約においても、次のようなことを厳しく規定をしています。まず事業者みずからチェックをする事業者セルフモニタリングをし、その結果について、きっちり県に報告すること。次に、工事監理の役割を担う構成企業も定期的、また県の求めに応じて県に説明、報告をすること。そしてさらに、県自身によるチェック、県のモニタリングとして、県の技術職員が現場への定期的、随時の立ち入りを行い、適切な工事がされているかどうかを点検していくこととしています。途中段階での点検も行うということです。そして工事の完了時には県の検査員による完了検査をすることを想定しています。というように、実際には県の職員も加わり、二重三重のチェック体制のもと、工事が進むようにしています。いずれにしても、この事業は、大規模、長期間にわたる工事になることから、制度上、過度な介入はできない仕組みの中ではありますが、県の求めているものになっているか、工事が進んでいくそれぞれの段階で十分点検していくことが必要であると考えます。

あと、ご指摘のありました、もしふぐあいが見つかったらということですけれども、こちらについても、事業者に対して相当の期間を定めて当該瑕疵の補修をさせるか、損害賠償を請求できることとなっており、長期間にわたる補償体制をとっております。

そして運営期間に入って15年というお話があったかと思います。一般的とまでは言えないかもしれませんが、指定管理制度において運営期間の15年というのは、他府県の同じようなコンベンションセンターの運営等でも見られる期間で、民間事業者のノウハウを安定的に生かすことができる期間として認識されているものと考えています。短か過ぎては企業の運営ノウハウを生かす利点がなく、逆にまた運営の長期固定化となるとサービスの低下になるのではということも考えられるため、県としてもほかの事例以上にさらに長期とは考えていませんでした。他の事例では20年、30年という事例もあるようです。例えば運営期間の間で県の求めている水準での運営がされていないと見た場合、例えばコンベンション施設の運営であったり、広場の運営であったり、駐車場であったりの業務において、その業務報告や利用者の声などから判断して、このままでは県が求める水準を確保できないと判断する場合は改善を求め、それでも改善されない場合は県が支払う管理料を減額することや、さらに改善不能と判断する事態になれば企業の入れかえを求めるといった厳しい仕組みにもしています。以上です。

〇川口(正)委員 なぜこういうことをあえて質問するかというと、県に対して私は不満があり、信用を感じないということで質問しているのです。一つは、県の職員も、しっかりしている人ばかりが、しっかり仕事してくれているだろうと思います。まほろば健康パ

一クのくいが全てきちんと打ち込まれていなかったというのが、事業者から報告あったのでしょう。工事期間中の監督、きちんとしていましたと報告をしないといけないわけです。ほんとにできていたのなら、こんなことにならないでしょう。工事期間中の監督、監理がきちんとできていたら、くいを打ち足らなかったことがわかっていたはずです。そんなことはわかりっこないですよという言い方もありますよ。けれども、そういう不備が生じたことは事実なので。事実の上に立って何をどうするべきかという反省を謙虚にするぐらいの気持ちがなければいけない。これを私は尋ねています。システムの問題です。どんなに苦労しても、見つけ切れない内容がある。限界がある、能力に限界あるわけだから。そのために客観性をつくるということが大事だと。あなたたちが怠けていると言っているわけではないのです。一生懸命仕事したと思うが、見つけ切れない問題があるために、できるだけいろいろな目を、いろんな英知を集める、集中させるというシステムをつくりなさいという提起をしているのです

それから、くいが数本届いていなかった。これに対する事業費はどうなっているのですか、プラス・マイナスどうなったのですか。経営をなさるのは、工事を請け負った会社だから、自分たちが経営しているところの安全性を覚悟して一生懸命経営努力をなさると。これは当たり前だから、安心安全でなければならない。これもわかるのです。だから、一生懸命に管理しながら経営をしてくれるのだろうと思いたいです。けれど、この辺をきちんとしないと、弁解をしたらだめです。後で生駒の問題も出すつもりです。砂防の条例も心得も、要項もつくってくれた。そのことにかかわって、段取りをなさった内容、さかのぼって当てはめた場合にどうなるのかということを聞こうと思っています。謙虚さがないからいろいろ関心が広がるわけです。県の謙虚さを私は求めているのです。あなたたちがどんなに努力してもどうにもできない場合がある、能力に限界あるわけ。皆さん方秀才で、最高の人たちばかりだと思っていますよ。弁解をなさらずに謙虚さを持てということです。システムを持ってくださいということです。

○金剛まちづくり推進局長 ただいま大変厳しいご意見いただきました。まほろば健康パークのプールにおいて、くいのデータの改ざんということでした。私どもるる説明のあるところですけれども、委員の厳しいご指摘は、ケース・バイ・ケースではあると思うのですけれども、その事案が起こったときに客観的に第三者の目でも厳しくチェックするというシステムや対応、具体的に今どうのこうのはないのですけれども、自分たちも厳しい目で見る、これを教訓に、大宮通り新ホテル・交流拠点事業室長が申したことは当然のこと

で、それ以上の自分たちとしても対応していくつもりでもあります。また、発生した事案 について、第三者の厳しい目でも見ていただくという対応も今後考えていきたいと思いま す。これからいよいよ事業が始まります。厳しいご指摘については、しっかり身にしみて おりますので、しっかりやっていきたいと思います。

〇太田委員 議案に対する意見ということでよろしいですか。日本共産党の意見を述べさせていただきたいと思います。

今回提案されている議第65号と議第68号と議第71号は、コンベンションセンターの条例や事業にかかわる契約の締結及び管理者の指定にかかわるものです。きのうも宮本議員が一般質問を行いましたけれども、奈良を訪れる観光客に宿泊してもらうことは大切なことですが、220億円の巨額の税金を投じてまちづくりを行い、それをステップに国際ブランドの高級ホテルを誘致するという手法、また、今回のプロジェクトでは10年間で980億円、20年間で1,780億円の経済効果があるということですが、その根拠はいまだ示されておらず、この税金を投入してこの富裕層を呼び込むという手法、これらの事業が本当に成功するのかどうか、リスクはないのかという部分についての説明が十分にありませんでした。こうしたことから、県民の合意もなかなか得にくい内容だと感じております。

以上のことから反対ということを明らかにしておきたいと思います。

〇岩田委員長 それでは、ほかになければ、ただいまより付託を受けました各議案について、採決を行います。

まず、議第65号、議第68号及び議第71号については、委員より反対の意見がありましたので、起立により採決いたします。

議第65号、議第68号及び議第71号について、原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席お願いします。

起立多数であります。よって、議第65号、議第68号及び議第71号は、原案どおり 可決することに決しました。

次に、残余の議案については、一括して簡易採決により行いたいと思いますが、ご異議 ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りいたします。議第61号、議第66号中当委員会所管分及び議第73 号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議がないものと認めます。議第61号、議第66号中当委員会所管分及び議第73号 については、原案どおり可決することに決しました。

次に、報告案件についてです。

報第1号中当委員会所管分、報第2号、報第3号、報第13号から報第15号及び報第 19号中当委員会所管分については、先ほどの説明をもって理事者より詳細な報告を受け たこととさせていただきますので、ご了承願います。

これをもって付託議案の審査を終わります。

次に、その他の事項に移ります。

まず、県土マネジメント部理事から砂防指定地内の違反行為に対する対応ほか4件について、まちづくり推進局長から土木工事にかかる請負契約の変更ほか1件について、水道局長から磯城郡3町の水道広域化について報告を行いたいとの申し出がありましたので、県土マネジメント部理事、まちづくり推進局長、水道局長の順に報告願います。

〇水本県土マネジメント部理事 まず、砂防指定地内の違反行為に対する対応について、 報告します。

奈良市月ヶ瀬並びに生駒市西松ヶ丘における違反事案については、県民の皆様にご心配をおかけしておりますこと、申しわけなく思っております。今回の件を教訓に違反行為の未然の防止を図るとともに、違反事案を確認した場合に的確に対応するためのマニュアルを、お手元に配付しております。奈良県砂防指定地管理・違反指導マニュアルを取りまとめました。7月1日より運用していくこととしています。本会議においても、知事より答弁しておりますが、本日は砂防指定地内の違反行為に対する対応について、資料「報告1砂防指定地域内の違反行為に対する対応について」により、詳しくご報告します。

報告1の資料の左上、まずこれまでの許可手続及び指導体制について検証しました。その結果、3点について見直しが必要と判断をしました。まず1つ目として、砂防指定地を管理するための条例には罰則規定が定められていますが、刑事責任まで追及できる違反行為の規定が少ない。2つ目として、許可書に許可内容や計画を遵守させるための許可条件が十分記載されていない。3つ目として、速やかな違反指導を行うための情報、能動的に現地確認を行うルールや体制、組織的な違反情報の共有が不足している。これらの具体的

な見直しの内容については、資料左下及び右に記載しています。

まず資料の左下ですが、罰則規定については、奈良県砂防指定地等管理条例の改正をさきの2月議会においてお認めいただきました。7月1日から施行します。改正内容は、罰金上限額を引き上げるとともに、罰則の対象となる行為を無許可行為に加え、新たに命令違反行為ほか6項目を追加しました。この改正により、例えば監督処分による命令に違反した場合や許可内容として切り土勾配を逸脱する場合などが罰則の対象となります。

次に、資料の右側、許可内容・条件と監視・違反指導体制ですが、改正条例の施行に合わせて許可手続や許可後の監視、違反行為に対する行政指導、監督処分等について、担当職員が行うべき事項、手順を示したマニュアルを策定し、運用することとしました。資料の右上、まず許可内容・条件のうち許可内容ですが、盛り土や切り土等、主な行為やその面積、最大勾配等、今まで記載していなかった許可内容を許可書の中で明確化します。また、許可書を交付する際に、許可申請書と合冊し、一体化することとします。平面図や横断図等、申請書の添付書類も合わせて保管することにより、許可申請どおりの行為を行う意識づけとなり、違反の抑止につながるものと考えております。また、許可条件については、行為期間中に定期的な報告を行うよう条件を追加しました。

資料の右下、監視・違反指導体制について、大きく4つの項目を整備し、体制の強化、充実を図ります。第1に、情報の管理です。具体的には許可管理台帳、無許可事案管理台帳を整備するとともに、パトロールに即時対応できるよう、附属資料の整備を行います。また、定期報告や許可期間の満了が近い案件については、定期報告や終了届の提出を行うよう県から申請者に通知します。第2に、監視・違反指導です。監視の観点からは、管理台帳に基づく定期パトロールや通報等に基づく機動パトロールを実施するとともに、定期報告、終了届の提出時期に合わせ能動的に現地確認を実施します。次に、違反指導の観点からは行政指導・監督処分・告発を速やかに実施することにより、違反行為者に対して早期の是正を求めます。具体的には行政指導は指導票2回、勧告1回、警告1回の計4回を原則とし、違反行為の把握から監督処分を検討します。さらに行政指導に従わない場合には、警告看板等を設置し、一般にも周知し、許可取り消し等監督処分を行った場合は、県ホームページでも公表します。最後に、3ですが、違反行為者に対して組織的に対応していくために違反行為に関する情報の共有を関係課、市町村、警察等との間で徹底します。 適切に運用

し、砂防指定地の適正な管理と違反行為の未然防止に努めてまいります。

以上で報告1の説明を終わります。

続いて、4月14日に発生した国道168号の五條市西吉野町西野地内における通行ど めの復旧見通しについて、報告します。

資料「報告2 国道168号(五條市西吉野町西野地内)における法面崩落について」に記載のとおり、4月14日に五條市西吉野町西野地内において、高さ約45メートル、幅約25メートル、想定土量約4,000立方メートルの大規模なのり面崩壊が発生しました。このため、全面通行どめを実施しており、地域住民及び道路利用者の皆様に多大なご迷惑をおかけしています。のり面崩落区間にはのり面に多量の不安定土塊が残っていることが近畿地方整備局の道路防災ドクターをはじめとする調査により判明しました。このため、復旧には時間を要することから、当該区間の代替機能として通行どめとなっていた五條市道に仮設桟橋を設置し、4月30日より仮設迂回路として通行していただいているところです。

次に、復旧に向けての対応ですが、のり面崩落区間において、5月中旬にクライミングマシーンによる不安定土塊の除去及びのり面の安定化を図る掘削が完了し、現在のり面にコンクリート吹きつけを行う工事と仮設防護柵の設置工事を行っています。今後天候不良による不測の事態がなければ6月22日、来週の水曜日ごろには片側交互通行による交通開放を行える見込みです。工事に当たっては、一日も早い交通開放に向け、近畿地方整備局から派遣された災害対策照明車も活用して、夜間工事も行いながら進めています。

資料1ページの右下に記載のとおり、十津川村からのデータによると、ゴールデンウイークの4月30日から5月5日の6日間の各公衆浴場の入浴者数や谷瀬のつり橋を渡られた人数が、昨年の同じ期間と比較して2割弱の減少になっているということでした。これは仮設迂回路の開設により、当該区間の通過が何とか確保されたことから、観光客の減少が比較的低く抑えられたと、一定の効果があったものと考えています。

資料の2ページ、同じく国道168号で五條市大塔町小代地内と吉野郡十津川村風屋地内の2カ所においてものり面崩落による通行どめが発生しましたので、あわせてご報告します。

資料に記載のとおり、五條市大塔町小代については、4月22日に落石が発生、引き続き5月16日にのり面の再崩落が発生し、通行どめとなりました。その後、応急復旧工事を実施し、5月19日より片側交互通行による交通開放を行っているところです。現在測

量、ボーリング調査等を行っており、今後復旧工法の検討を行い、早期に全面開放できるように進めてまいります。

吉野郡十津川村風屋地内については、5月17日にのり面崩落が発生しましたが、全ての復旧工事が完了し、6月3日15時に全面開放いたしました。

以上で報告2についての説明を終わります。

続いて、奈良県汚水処理構想の改定について、報告します。

汚水処理構想とは、下水道や合併浄化槽など、汚水処理施設の整備に関してそれぞれの特性やコストを比較し、処理方法のエリアを決めるものです。市町村の計画について、県が広域的な観点から調整、検討を行い、取りまとめた総合的な計画です。奈良県汚水処理構想の改定については、昨年12月の建設委員会で中間報告を行いましたが、今回新構想が取りまとめられましたので、報告いたします。

今回の改定の趣旨として、社会インフラの老朽化に伴い、下水道施設等においても建設から維持管理への移行が必須です。今後10年で汚水処理施設を概成させること。また人口減少に伴い、使用料収入が減少する一方、既存施設の老朽化対策など、維持管理費の増大もあり、効率的な管理・運営を行うことを定義づけることです。

そのため主に次の2点について、構想の改定を行いました。資料「報告3 奈良県汚水処理構想の改定について」に記載のとおり、1点目は、汚水処理施設の早期整備です。そのためには各市町村において地域の特性やコスト比較等を行い、区域の見直しを行いました。その結果として、下水道整備区域を約1,600ヘクタール縮小し、4万6,143ヘクタールとし、農業集落排水は当初計画と同じ477ヘクタール、それ以外の区域については合併浄化槽により整備を行うという計画となりました。また、今回の見直しによって平成37年度までに汚水処理施設が概成するように整備を行います。

具体的には資料の2ページに記載のとおり、平成26年度末の現状ですが、87.5%である汚水処理人口普及率を平成37年度には95.1%と、汚水処理施設の概成を目指します。

資料の1ページ、主な改定の2点目です。長期的な観点から効率的に汚水処理の管理・ 運営するために、持続的な汚水処理システムの構築を行います。方策としては、汚水処理 施設の有効活用であり、汚水処理においても奈良モデルの考え方を取り入れます。市町村 のし尿処理施設からの処理水を県の流域下水道で受け入れたり、市町村が独自に有する処 理場の汚水を県の流域下水道で処理するなど、将来の流域下水道への流入量の減少を踏ま え、現有施設を有効活用し、市町村の汚水処理場の運転管理や施設更新の費用を削減します。また、汚水処理施設の長寿命化対策として、県の流域下水道では、長寿命化修繕計画に基づき予防保全型の施設管理を行います。さらに汚泥等の有効活用として、県の流域下水道において汚泥中に含まれるメタンガスを活用したバイオガス発電を実施します。その他下水道への接続推進を図るなど、持続的な運営管理に取り組んでまいります。今後この新構想について、速やかにホームページ等により公表を行ってまいります。

以上で報告3についての説明を終わります。

続いて、資料「報告4 大和川流域における総合治水に関する条例の制定について」です。資料の1ページに記載のとおり、昭和57年の大水害を契機に取り組んできた総合治水対策について、新たな課題が発生しています。例えば防災調整池の設置を必要としない小規模な開発の増加、市町村の流域対策の進捗の低迷、浸水区域における土地利用などです。これらの新たな課題解決に向けた取り組みを強化するため、総合治水に関する条例の制定に取り組んでいます。条例制定に向け、学識経験者や市町村の代表者から構成される奈良県総合治水対策推進委員会を設置して意見を伺いながら進めています。これまでに4回開催しています。

第1回で課題や必要性を説明し、第2回、第3回で記載のとおり、個別の施策についての意見をいただき、議論してきましたが、詳細は前回までの当委員会で報告させていただいたところです。5月18日に第4回の会議を開催し、これまでの意見への対応方針を説明し、条例骨子案を示しました。それに対する意見聴取を行いました。

2ページには、条例の骨子案の構成を記載しています。1. 総則、2. うながす対策、3. ためる対策、4. ひかえる対策、5. 総合治水対策推進体制という構成になっております。

第4回委員会における主な意見は、【基本的な考え方】に記載のとおり、条例の周知を行う上で大和川ジャーナルの活用はいいが、配布対象などを広げ、住民への周知に努めるべきである。また、地方自治法において、県の条例では市町村に事務を義務づけできないが、総合治水はともに進める施策であり、市町村の役割を明記することは問題ないと考えるといった委員の意見がありました。なお、条例を制定するに当たっては、関係市町村と十分な協議をしていく過程が重要であるといった内容の意見もありました。方策案については、ひかえる区域は具体的にどのくらいのエリアに影響及ぶのかを示してほしいなど、幅広い視点でご意見をいただきました。

今後の予定としては、資料に記載のとおり、専門の委員や構成関係者と相談しながら、 また、市町村と十分に調整をして条例素案の作成を進めていきたいと考えています。その 際にひかえる区域については、具体的に区域の設定をして検討していきたいと考えていま す。

以上で報告4の説明を終わります。

続いて、資料『報告5 平成27年度公共事業の「主な事業箇所」の事業費の変更について』です。

表紙に記載のとおり、予算づけの目的や内容、及び執行段階での透明性を高めることを目的に、平成26年度2月補正予算、平成27年度当初予算、平成27年度6月補正予算の発表時の公共事業のうち、主な事業箇所となる128カ所を公表しています。

今回、平成28年3月末時点で事業費が3割以上増減したものが35カ所となり、今回 はその報告をするものです。これらの具体的な内容について、一部ではありますが、ご説 明いたします。

資料の1ページ、1.事業推進のための事業費を増額するもの、道路改良事業、一般国道168号小平尾バイパスです。本事業は、4車線のバイパス整備により、生駒市域における国道168号における慢性的な渋滞の解消を図るものです。地権者の協力が得られたため、用地買収を推進し、事業費を増額したものです。同様に事業費増額の案件が、記載のとおり、もう1件あり、計2件です。

続いて、2. 用地取得の難航や地元協議などにより事業費を減額するものとして、道路 改良事業、一般国道168号王寺道路です。本事業は、現道拡幅による4車線化整備によ り、王寺町域における国道168号の慢性的な渋滞の解消を図るとともに、歩行者の安全 を確保するため、事業を進めていますが、用地取得が難航したことにより事業費を減額し たものです。同様に事業費減額の案件が4ページまで記載しているとおり計20件ありま す。

4ページ、3. 国庫補助事業について、交付金等の国庫認証減により、事業費を減額するものです。補助河川改修事業の蟹川ですが、本事業は、河道の拡幅や河床の掘削により、大和郡山市における内水地域の被害軽減を図るため、事業を進めておりますが、国庫認証減のため、事業費を減額したものです。同様に交付金の国庫認証減により減額する案件が記載のとおり、計13件あります。

以上で報告5についての説明を終わります。

以上です。

○金剛まちづくり推進局長 報告6、報告7をご説明します。

まず資料「報告6 土木工事にかかる請負契約の変更について」です。

これは発注している工事の透明性を高めるという意味で、当初請負代金の3割を超えて 変更契約を行う場合に建設委員会に報告をしているものです。

請負契約名は、奈良公園植栽工事(奈良公園移動円滑化支援事業)第813-6号です。 場所は、奈良公園です。工事内容は、歩道における植栽ブロック工、植樹工です。変更理 由ですけれども、植栽ブロック工の設計の積算において、その積算歩掛かりに不足があっ たため、今回追加、修正をしたものです。観光客等歩道を利用していただく方のために、 早期の完成を目指してまいりたいと考えています。

続いて、資料「報告7 ~大宮通り新ホテル・交流拠点事業~ ホテルを核とした賑わいと交流の拠点整備事業」です。先ほども議案として説明をした大宮通り新ホテル・交流拠点事業、ホテルを核とした賑わいと交流の拠点整備事業の状況及び今後の進め方についてのご報告をいたします。

資料の2ページにその提案施設のイメージを記載しています。イメージ図にホテルと書いていますが、このホテル側が大宮通り側です。そしてこのイラストの手前、NHK放送会館と記載しています。これが三条通りに面しています。このホテル、NHK放送会館と一体的にコンベンション施設、多目的広場、観光施設、バスターミナル等が配置されることになります。

事業者については、落札事業者として、代表企業である株式会社大林組のほか、企業グループの事業者名を資料に記載しています。この企業グループが設計、建設、管理運営まで担うことになります。

資料の1ページに本事業の目的・コンセプト等の事業手法・事業の範囲・整備内容を記載していますが、これについては、昨年9月に説明した内容を再掲しております。3.これまでの取り組みですが、赤字で記載した部分、平成28年3月に落札事業者を決定、平成28年4月に基本協定を締結しました。そして平成28年5月ですが、仮契約を締結したところです。4.平成28年6月定例県議会の提出議案ということで、先ほど説明をさせていただきました。5.今後の予定です。平成32年の東京オリンピック・パラリンピック開催までにこの場所でまちびらきができるように整備を進めていきたいと思います。6.関連事業の状況です。ホテルですが、この3月にホテルブランド、JWマリオットを

発表しました。4月には土地譲渡契約を締結したところです。それからまたNHK奈良放送会館の移転ですけれども、3月にNHKと県との間で土地譲渡契約を締結したという状況です。最後に、7.事業効果です。一つは、奈良県に決定的に欠けている観光滞在の時間・日数の延長による県内の消費増大、雇用の拡大、国際観光都市としての奈良のブランド、格、地位の向上、それからパーク・アンド・バスライドの拠点として、観光渋滞対策、あるいはコンベンション、イベントを通じた交流活動の活発化です。あわせて経済波及効果ということで、10年間で980億円、20年間で1,780億円という効果が見込まれているところです。また、雇用の誘発ですけれども、約2,200人の雇用が発生すると期待しています。奈良県の観光を劇的に変えるこのプロジェクトを推進したいと思います。

以上で報告を終わります。

○西川水道局長 それでは、水道局から1件ご報告します。

資料「報告 磯城郡の水道広域化」により説明します。

県では県域水道ビジョンに基づき、奈良モデルの一環として、県域水道ファシリティマネジメントに取り組んでいるところです。市町村の老朽化した浄水場を廃止し、水源を県営水道に切りかえていただく、いわゆる県水転換を進めるとともに、県水転換にあわせて市町村水道の広域化に取り組んでいます。このたび磯城郡において、水道事業を広域化し、施設と組織体制を一体化することについて、3町の合意が得られ、具体的な作業を進めることとなりましたので、ご報告します。

資料の1ページ、施設広域化の内容を記載しています。県水転換により3町が浄水場を 廃止するとともに、県営水道の管と町の管を直接接続し、県営水道の水圧で配水する直結 配水を実施します。また、田原本町の配水池を県水緊急貯留池の代替と位置づけ、3町の 緊急貯留池として使用するとともに、3町の配水管制御装置を田原本町に集約します。

広域化に係る県の支援として、3町の監視制御装置更新、直結配水の施設整備とあわせて、それを県が町と共同で行うことなど、資料記載の支援を行います。

広域化のメリットとして、施設統合による更新費用の低減、共同化による業務の効率化、 それから国庫補助金の活用といったことにより、平成52年度の給水原価予測のとおり、 3町とも給水原価の上昇が抑制されることになります。

資料の2ページに広域化の組織体制のイメージを記載しています。3町の水道事業を担 う一部事務組合を設立します。この組合では、総務管理や営業、給水、その他3町の水道 業務を一体化して3つの水道事業を経営することとなります。会計は3町個別とすること により、各事業で状況が異なる水道料金を各事業で設定し、水道資産についても事業ごと に区分する方向で考えています。

組織体制の広域化により、業務のスケールメリットが得られるほか、資料記載のメリットが得られると考えています。

一部事務組合の会計イメージを記載していますが、会計間での負担のルール、あるいは 業務の一体化について、今後3町に県も加わり検討を進めたいと考えています。

資料の3ページ、広域化に向けたスケジュール(案)です。まずこの7月中旬に3町長と県知事と合計4者の間で広域化に関する覚書を締結したいと考えています。この覚書締結後は、広域化に向けた具体的な作業に取りかかることとなります。先ほど申し上げた会計ルール等の検討や広域化事業計画の策定を今年度予定しており、平成34年度までの一部事務組合設立を目指したいと考えています。今後他の地域においても、この磯城郡を先進事例として同様の検討を、県域水道ファシリティマネジメントを所管している地域振興部とともに市町村と共同で実施し、水道の広域化に取り組んでいきたいと考えています。報告は以上です。

〇岩田委員長 それでは、ただいまの報告、またはその他の事項も含めて質疑があればご 発言願います。

〇川口(正)委員 お尋ねをしたり、お願いしたいと思います。

県は捉えているかどうかわかりませんが、生駒市高山町8916番11、これは奈良先端科学技術大学院大学の向かいあたりになろうと思いますけれども、昨年工場が建ったということです。その後、造成工事を行ったということで、近隣の人たちが少しおかしいのではないかということで、あれは開発逃れのための展開ではないか、建築基準法に違反してるのではないかと私に連絡があったわけです。

これが写真ですけれども、ちょっとお調べになって、わかっておったら答えてもらいたいと思いますけれども、これは宅造許可ではなく、開発許可が必要ではないのかと思うわけです。耳に入っていれば対応をお聞かせを願いたいと思います。

それから、本会議の代表質問で阪口議員、一般質問で川田議員が、生駒市西松ヶ丘住宅 地の砂防崩壊の件を出されていたと思います、知事の答弁がされていたと思いますけれど も、いずれにしろ、現場は非常に危険だということは明らかであろうと思う。もちろん細 部にわたって調査がなされる必要あろうと思いますが、知事は行政代執行をも含めて検討 すると答弁をしておりましたが、危険ということで、業者もいないわけです。だから、行政代執行や公共事業など選択はいろいろあると思いますけれども、危険はすぐに取り除く、そういう積極性が必要ではないのかと。責任の所在はどこにあるのかというと、一番の責任はやっぱり工事業者です。悪質業者でいないのにそれを追跡して、ああだこうだと言って、住民不安を助長させることは、県政のとるべき道ではないと。また生駒市の責任もあると思いますけれども、連携をして、どちらが主にやるかなんとかということではなしに、積極性がまず望まれると思うわけです。そういう意味で、まずは住民の皆さん方に、県はこのように取り組みますという説明会を生駒市と連携をして早急にやるべきだと結論づけて、まず申し上げておきたいと思います。

そこで、関連で申し上げるわけですけれども、月ヶ瀬の例の崩落の危険という状況の、これも悪質業者ですが、この間、城ケ崎防災・災害対策課長が、テレビに出ており、調査に行かれたのだと思いますけれども、あのときの内容に私は唖然としました。緊急事態なのに、心配ないですと言わんばかりのテレビの内容だった。これでは悪質業者を助けるようなものです。こんなに社会的問題になっているにもかかわらず、県はそのような、消極姿勢、安閑としているような感じを与えるような、ああいうテレビ放映はいかがなものかと思うわけです。県政は厳しさを示さなければならない。あれは誰が見たって怖いですよ。地震でも起こったらどうするのですか。奈良県は地震の少ない地方だということで安閑としているのだろうと思いますけれども、どこで何が起こるかわからないような今日の世情でしょう。生駒市西松ヶ丘の問題にしても、そういう消極的なスタンスがこういった事柄を派生、助長されているのではないかと思うわけです。だから、本会議でいろいろ議論があり、知事も積極姿勢をお見せいただいたと思いますが、言葉だけに終わらないで、積極的に住民に対する説明会を、県は、市と連携してやりましょう、県だけでもやりましょうというぐらいの積極姿勢をプログラムとして組み立ててもらいたい。その基本姿勢を伺っておきたいと思うのです。

○武田建築課長 生駒市高山町の工場に関するご質問がありました。その件については、 県建築課としては、宅造許可申請を本年3月に受け付け、その審査を行って、本年6月に 宅造許可、検査済証を発行しているところです。

開発許可申請が要ったのではないかというご質問かと思いますけれども、宅造許可申請 を受けたときには既に建築物が建築確認を受けて、検査済みもとっていたことから、その 進入路の工事ということで、建築目的の造成工事ではないため、開発行為はないと判断し たところです。

委員が先ほど写真でもお示しいただいたとおり、その後、塀があるということになりますと、塀は建築物の一部になりますので、都市計画法第29条違反ということで、違反指導を行い、是正を求めていきたいと考えております。以上です。

○城ケ崎砂防・災害対策課長 先ほど厳しいご意見をいただいたところです。生駒市西松ヶ丘の案件ですけれども、民間の土地の中で違反行為者が行われているという中に行政がどのようにかかわっていくのかという観点から、非常に難しい案件だと思っていたところですが、そういった意味で消極的な姿勢だとご指摘いただいたと思っています。まずは積極的に調査を行って、現地の盛り土の安定性について、しっかり評価をした上で、対策をどのように実施するのかという中に、盛り土が極めて原因であれば、その行為者たるものがいるので、それにかわって実施する場合においては、行政代執行になりますでしょうし、盛り土が原因でなく、自然の斜面における安定性が不足してるということであれば、公共事業になるのではないかということ、もしくは規模が小さく、非常に規模が小さいのであれば、個人ということもあり得るのかということも含めて、まずはしっかりと評価をした上で対策をどうするかと考えているところです。そういった過程の中でしっかりと住民にご説明をしていくことが必要だというご指摘もいただいているところです。生駒市及び土木事務所としっかりと相談しながら、できるだけ速やかに住民の方々にもご説明したいと思っているところです。

それから、奈良市月ヶ瀬の案件です。あのときは専門家に、技術アドバイザーということで見ていただいたところです。県土マネジメント部が土木技術ドクターということで、委嘱している専門家に見ていただき、県に助言をいただくという制度です。そういった制度で、専門家に発言をいただいたものを私が理解をし、その旨を発言したところがテレビ映像に出たということだと思います。専門家の意見としては、あの斜面ではありますけれども、地質的に、それから地形的に水の流れをよく見ていただいて、特に大きく見える斜面については、緊急的な対策ではなく、長期的な観点、視点が必要だとご指摘をいただいたと思っています。今後しっかりと監視して、どのように対応するかについて検討していきたいと思っています。

〇川口(正)委員 生駒市西松ヶ丘の対応について、調査をまずしたいということだけれ ど、いつまで調査する構えなのか。緊急が迫っているわけだから、調査で時間をとられて いたのでは、不安がいつまでも残る。いずれにしろ、対処しなければならないことははっ きりしたほうがよいから、同時進行で物事を組み立てなければいけない。いずれにしたって積極性を持たないと、ちょっとでもそのような姿勢を感じさせるような姿が映し出されるようでは県民不安が募るわけです。せっかく一生懸命やっているのに、その一生懸命が消えてしまうことになりますので、あえて私は申し上げているわけです。いずれにしても、先ほども申し上げたように、客観的にどのような場合でも、あれは、いずれにしても緊急を要する事態です。だけれど、月ヶ瀬の件は土砂をとり過ぎているから、土砂を提供しようという業者も私どもの耳に入っているわけです。土砂がすぐに見つからないわけだから、そういう条件や環境を生かしながら物事を組み立てられるべしであろうと思っていますので、まずは生駒市西松ヶ丘の問題にかかわって、いつまで調査するか、調査はいつかかるのかと。もうきょうにでも調査のスタッフが整えられたというぐらいの姿勢がなければならないと思うわけです。きょうにでも体制が整ってる、調査班が整っているというぐらいの姿勢を示してもらいたい。そういう意味で調査はいつまでに完了するつもりかを聞かせてください。

〇城ケ崎砂防・災害対策課長 ただいま生駒における調査の期間、いつまでにというご指摘をいただいたところです。

現地においては、5月26日にセンサーを設置し、現在亀裂の状態をはかっています。 それに加えて、地盤の中を探るべく、調査ボーリングをする予定です。現在土木事務所で 発注手続を行っています。7月末、もしくは8月頭になろうかと思いますが、現地に入っ て、8月の1カ月ほどはボーリング調査にかかろうかと思っているところです。その中で、 まずはこういう結果でしたとお知らせするとともに、観測結果とボーリング調査結果を踏 まえて、また安定を評価するのにお時間はいただくことにはなると思いますが、その結果 をできるだけ速やかにお示しできるように解析をしていきたいと思っているところです。

О川口(正)委員 できるだけ早くといっても、私は信用しがたい。具体的な月日を設定して、いつごろ現地の住民の皆さん方に説明をさせていただくというスタンスだと、構えだということを示すことが親切ではないかと思うのです。加えて、私の耳に入っているのは、ここに住んでおられる皆さん方は昼はほとんどおられないということです。だから、そういった時間帯も、休みや夜間という配慮も必要だろうと思いますので、それらのスタンスを聞かせてください。

〇城ケ崎砂防・災害対策課長 調査にかかる手続を含めて、早目にしたいと思います。業者委託をした上で、計画をつくり8月頭には現地に入りたいと思っています。

それから、今、委員がご指摘のとおり、住民の方々が説明を受ける時間をしっかり捉え た上でご説明するよう段取りをしていきたいと思っています。

〇川口(正)委員 突貫工事というものがあるでしょう。災害が起こったらすぐにかかわりをつくります。事がこのようになっている。つまり、発覚がおくれた、対応もおくれたということで今日の姿でしょう。それを取り戻す、その長かった期間を取り戻す、そういう姿勢が大事です。そういう意味で、きょうあすというわけにはなろうがなるまいが、今の時点でこうなっていますというぐらいの、7分でき上がっているのか8分でき上がっているのか、調査が進んでいるのかどうかはわからないにしろ、まずは住民に安心していただく。そういう配慮が大事です。完全に調査がまとまるまで答えが言えませんと、それではだめです。事業者いないのでしょ、行方不明なのでしょ。犯人捜しをしていても、いつになるかわかりません。危険はいくらでも増幅するばかりですから。そういう意味でおくれたことが原因だから、それを取り戻すいう姿勢をしっかりと見せてもらいたいと。だから、中間でもいいです。中間でも、説明会をいつごろ持つと、その意気込みを城ケ崎砂防・災害対策課長、持たなくてはいけません。それを聞いているわけです。(発言する者あり)

〇水本県土マネジメント部理事 センサーを設置するに当たり、地元の方にご説明いたしました。ボーリングに着手するまでには、その経過も含めて、今後こういったボーリングをするということを、中間的な地元への説明も含めて、あらゆる調査の結果が終わってからではなく、次の段階の調査に入るまでに、地元にはご説明はいたします。

- 〇川口(正)委員 いつごろか大体わかるでしょう。
- **〇水本県土マネジメント部理事** 7月下旬ぐらいには、そういったある程度のセンサーの データも含めて、今後の調査の方法も地元に説明できると考えております。

(「日程を決めるように」、「いつ」と発言する者あり)

- **〇水本県土マネジメント部理事** 調査日程を詰めさせていただいて。
- **〇岩田委員長** 今、川口委員が再三申されているのは、住民を安心させるという意味からで、きょうのところはそのようなことができていなかったら、県土マネジメント部長はきょうはおられないけれど、早速、庁内の会議を開いて、いついつまでにやろうと、住民を安心させるためにということをこの委員会が終わったら協議していただいて、委員に配付してもらえますか。
- **〇水本県土マネジメント部理事** わかりました。打ち合わせしまして、できるだけ早く対

応したいと思います。

〇川口(正)委員 原因や経過ばかり追っていたのでは、物事の解決にならないから提起をしているわけです。

加えて、きょう、先般も説明いただいていますが、砂防指定地内の違反行為に対する対 応と。これは前進でうれしいことだと思うのですけれど、しかし、この内容だって、行政 指導の強化ということですが、行政指導の強化だけでは踏み込めない、つまりお互いの担 当者の性格、表現が悪いかもしれないけれども、気の弱い性格もあれば気の強い性格もあ ります。行政指導は基本ですよ、どんな場合にも。行政指導ということで物事がずっと引 きずられてきたというケースがたくさん、いろいろな場面で見るわけです。もう、それこ そ究極ね、いろんな業種のライセンスをお持ちだと思いますが、そのライセンスを取り上 げるというぐらいの監督、指導があってしかるべきです。それらがもう一つ明確でないと、 この資料に、監督処分を検討でしょう。特に悪質な行為は行政指導を経ずに監督処分を検 討と、行政指導を経ずにと。具体的にどんなことがあるのか、きょうは十分説明はされた としても、私は会得をしかねますけれども、このことだけに時間をとろうと私は思いませ ん。つまり積極姿勢、裏打ちされるところの要項なり、要はシステムをきちんと整えられ ないことには、これでは少し抽象過ぎる。監督処分は県HPでも公表と。悪質者は少々あ ちらこちらで悪いことを言われようが、どう書かれようが、そんなものお構いなしです。 そういう業者がいるのだから。腹が立ちます。こういう表現はどうかと思いますが、むか つきます。悔しい思いを皆さんしているでしょう。それを吹き飛ばして、行政指導が効果 あるように、効果的な行政指導ができるような罰則規定、ペナルティーを、具体的にぼん と看板で出さないことには本当の行政指導はできない。こう申し上げておきたい。提起を しておきます、これは急ぎの内容だから。

それから、奈良県汚水処理構想も積極的に取り組んでいただいていると思いますけれど、 私は御所市出身です。一番財政力が弱い。資料の表を見ると、10年後でも、もう既に9 0%台を超している他のところにも追いつかないと。10年後でも御所市は79.3%し か見通しは立っていない。つまり財政力の問題。だから、財政力のかかわり合いにおいて、 どう援護していくのか、支援をしていくのかという国あるいはまた県等の支援策もなけれ ば、普及対策、普及推進についてはいささか心もとないと思うのです。そういう意味で、 対応はどのような方向なのかを伺っておきたいと思います。

〇小西下水道課長 委員から汚水処理構想の件で、御所市においては特に普及率が低いと

いうことで、国及び県においてどのような助成があるかということです。

御所市においては、流域の末端であることから、整備自体が当初おくれたという原因があると思いますけれども、今回の汚水処理構想において、できるだけ今後10年で概成するという目標をもとに、市町村において下水道整備が至らないところにおいては、合併浄化槽という形に切りかえていただきました。下水処理においては、国の補助制度があり、2分の1の補助で粛々と行っていますけれども、合併浄化槽においては環境政策課の所管ではありますけども、国、県、市から幾らかの補助メニューがあります。御所市においては、平成28年度からこの合併浄化槽の補助制度を取り入れて推進し、取り組まれると聞いています。

〇川口(正)委員 それから、苦言だけ呈しておきます。土木工事にかかる請負契約の変更、粗壁程度の設計であったのをちょっと化粧壁に、ということになったのだろうと思いますけれども、3割以上の変更ということですが、額は小さいけれど6割以上、7割近くの変更です。まちの真ん中だから化粧壁にしようということになったのだろうとは思いますし、理解はしておきたいと思いますけれど。いずれにしても県内業者を育ててやってもらい、大事にしてもらいたいとずっと言い続けてきました。7億円を境にして、県内業者あるいは大手業者という振り分けもあったわけです。ちょっと超えただけで、という話があるでしょう。物事は進んでいるわけです。県土マネジメント部同士の横のつながり、協議を十分徹底するようにしないことには不愉快です。減額もあるし、増額もあってしかるべしです。だけれど、苦言を呈しておきます。

○太田委員 3点質問させていただきたいと思います。

先ほど、川口委員からもお話がありましたが、奈良県汚水処理構想の改訂についてです。現在、奈良県ではこの社会的インフラの老朽化、人口減少など、いろいろな理由で、この構想の改訂ということですが、河川の汚染の原因は、8割が家庭から未処理で流される風呂や台所からの生活排水などと言われておりますので、このような観点からも下水道の整備は大切だと思っております。この下水道の整備を進めていく際に、確かに県としてこのような取り組みをしていただくことも大事なのですが、下水道が通っても実際にその効果を発揮するためには、各戸がつないでいかないといけないという点でおくれをとっているところもあるということです。各市町村に布設されている公共下水道に各戸がつないでいく、その接続率を引き上げていく対策が求められていくと感じているところです。同時に、先ほど御所市の話もありましたけれども、大和高田市でも現在の67.7%を10年間で

87%にまで引き上げていくということですが、この点で具体的にどのような取り組みを行われるのかお聞きをしたいと思います。

〇小西下水道課長 2点の質問があったと思います。

1点目は下水道の接続率の問題です。下水道整備がされてもなかなか接続されないことについては、非常に問題です。今回、汚水処理、接続についての普及向上については、市町村において融資制度を活用されているところが大多数です。それと補助金の制度も活用されていると聞いています。また、個別に普及の推進員として、接続してくださいと回っておられます。その普及については、県で2分の1の補助を昨年度から実施しており、その制度を活用していただくように申し上げています。

2点目の大和高田市において、現在の下水道普及率が低いということですけれども、大和高田市においては、事業に着手されましたのが、昭和54年に事業計画を立てられました。若干、周りの市町村から比べて、当初の計画が遅かったと思いますけども、今まで投資した以上の費用を投資して、20年後には整備の完了を目指すという試算をされ、今までの投資の約1割から2割ぐらいの増で、20年後には完成という形で目指しておられます。その結果として、10年後には、下水道だけですけれども、普及率として81.4%という目標を立てておられます。以上です。

○太田委員 今後、10年間の計画ということです。やはり接続するためには、住居の環境などの条件もあると思うのですけれども、場合によっては数十万円かかるということもあります。以前には、いろいろな補助制度があったのですが、市町村の財政難などの理由でそれがなくなり、ますます皆さんがつなぐのが厳しい状況になっているかと思います。ぜひその点では、県としてもできる限りのことを行っていくということと、先ほど申し上げたように、大和川の水質改善を図るという観点からも取り組みを進めていただきたいと思います。推進員は先ほどお話がありましたけれども、現在、橿原市と奈良市でということですので、できるだけ各市町村に、こういう方々を置いていただいて、推進に努めていただきたいと要望しておきます。

続いて、2点目ですけれども、大和川流域における総合治水に関する条例について説明がありました。現在、計画が進められており、県と市町村が一体となって水質対策に取り組む、このことによって地域の方々が問題解決に向けて、水害対策に向けての改善に進んでいることが実感できるようにするべきだと思っています。

そこで、この条例制定に向けた奈良県総合治水対策推進委員会に、学識経験者や行政の

代表がおられるのですけれども、私はここに浸水常襲地域の実際に被害を受けておられる 方々の声が反映されなけばならないと思うのですが、その点でどのようにお考えなのかお 聞きします。

○平岡河川政策官(河川課長事務取扱) 大和川流域における総合治水に関する条例の検討を進めております。それは先ほど委員もおっしゃったように、委員会で検討しております。その委員会でも住民への説明が非常に大事であると指摘されています。県としては、条例の検討を進めるに当たり、市町村と県と国で組織する大和川流域総合治水対策協議会で、地域住民の代表である首長に、今までも1回そういう会議を行っておりますが、今後も継続的に行っていきたいと思っております。それと、直接住民の方ということですが、先ほどおっしゃったように特定の方ではなく、広く説明すると、あるいは意見をいただくということが大事だと思っており、その検討状況など、大和川ジャーナルをつくっていますし、ホームページにも掲載しています。これも引き続き行っていきたいと思います。さらに、条例の手続の中でパブリックコメントも行っていきますので、その中で意見を聞いていくと。また、地元の方でこのようなことについて説明を受けたいということがありましたら、県政出前トークというツールもありますので、それを使って説明に上がるなど、住民の意見を聞きながら進めていきたいと考えてます。

○太田委員 ご答弁をいただいた中でも、この条例制定の中に住民の意見を反映させるという思いも聞かせていただきました。これは県がつくって、上から押しつけるということではなく、住民との意見交換、双方向循環型で構築する中で、とりわけ私が思っているのは、実際にこの水害による被害を受けている方々が、この条例制定によって軽減されたと、水害が軽減されたと思っていただける取り組みの一環として、この条例づくりが進められるべきだと思っています。先ほど、いろんなツールを通じて地元説明も行っていくということですが、まさに今、私の地元でこういう説明会を開いてほしいという要望が出ています。こういったことを、先ほどおっしゃった形で言えば、すぐに来ていただけると認識してよろしいでしょうか。

〇平岡河川政策官(河川課長事務取扱) 現状の内容であれば、当然説明は可能かと思います。

〇太田委員 それから先ほどお話があった大和川ジャーナルを見せていただきました。非常によくできている雑誌だと思っております。住民の方々は、市や県は何でやってくれないのかという思いが蓄積されており、一方で、こういうものを見るとこういう形で取り組

んでいるのかという、県の取り組みなども理解してもらえると思っています。聞くところによりますと、奈良県全体で6万1,000部が配布され、その内大和高田市では150部ということです。資料に記載されている意見の中にも周知していくべきだというお話があったのですが、浸水常襲地域と言われる地域は決まっておりますので、そういう大字には、県民だよりや市政だよりなどと一緒に配布されると思いますので、ぜひその点は進めていただきたいと思っています。これは要望しておきますので、よろしくお願いいたします。

3点目、本会議でも質問がありましたが、熊本の大地震で今なお大変な被害を受けながら生活をされている方がおられます。奈良県におけるこの住宅の耐震化の状況について、本会議でも質問があったのですけれども、奈良県では耐震化率が平成27年度で79%、不十分と考えられるのは11万3,000戸ということです。心配しますのは、旧耐震基準の住宅の国の調査なのですけれども、約5割の世帯主が70歳以上ということです。多くの方が年金で生活されており、木造の住宅に住んでおられ、耐震化にかけるお金がすぐに見通せないという状況の方もおられるのではないかと思っています。

そこで、こういった方々を主な対象として、この耐震化を進めていく手だてを県として 考えていくべきではないかと思いますが、その点についてお伺いしたいと思います。

〇武田建築課長 高齢者に対する住宅耐震改修の支援に関するご質問をいただきました。

奈良県では、耐震診断を無料で実施していただける支援事業や、耐震改修工事について補助額50万円まで支援できる耐震改修支援事業を市町村と連携して行っています。この補助制度については、毎年実施している県内市町村を対象とした建築物の耐震促進連絡会議などを通じ、補助制度の創出の働きかけを行ってきました。その結果、耐震診断支援事業については県内39市町村のうち38市町村で、改修事業については31市町村で制度の活用をしていただいているところです。引き続き、より多くの市町村で本制度を創設していただけるよう、市町村に働きかけていきたいと考えています。

今後は、高齢者の方々が多く住まわれている古い住宅団地や既成市街地などにおいて、 市町村と連携しながら、県政出前トークや耐震化啓発のチラシなどの配布を行い、熊本地 震の教訓も生かし、住宅の耐震化の必要性や補助制度の周知等を図っていくことで、高齢 者の方々を含めた耐震化の普及啓発活動を継続していきたいと考えています。以上です。 〇太田委員 きのうも北海道で大きな地震があり、奈良県でも東南海地震が今後30年の 間に70%の確率で起こると言われています。耐震診断また改修補助について、平成17 年からの記録なのですが、耐震診断で少ないときでももう200戸を超えるような状況であったり、多いときでは470戸ぐらいまで広がっているのですけれども、実際に耐震改修を県の補助を使って行っているのは、100戸もございません。例えば平成26年では46戸ということで、十分に活用されていないのではないかと思っているところです。その前段として、本当に経済的な支援も含めて、啓蒙啓発も必要ですし、あらゆる手だてを通じて、この耐震化に向けた取り組みを進めていただきたいと思います。私たちも以前からこの住宅リフォームの助成制度の提案もしております。リフォームをすることによって、いろいろな波及の仕方があります。例えばある家がやったら隣や近所でなど、本来は耐震ということではなかったのだけれども、せっかくだからやろうかというように話が及んだりなど、いろいろな形で耐震補強につながるように、県としても支援をしていただきますようお願いし、質問を終わります。

○乾委員 奈良県汚水処理構想について、聞きたいのですけれど、資料に記載されている 汚泥等の有効活用で、浄化センターと第二浄化センターについて、浄化センターと同様に と書いている中で、浄化センターは汚泥焼却炉と書いています。第二浄化センターもその ような焼却をするのかをお聞きします。

〇小西下水道課長 第二浄化センターにおいて焼却場を整備するかということですけれど も、第一浄化センターでは焼却しておりますけれども、第二浄化センターにおいては当初 から地元との約束で焼却は行わないことになっています。第一浄化センターで行っている、 まず焼却炉で汚泥の処分量を減らして、その部分のメタンガスで焼却しているのですけれ ども、第二浄化センターではそのメタンガスを使って発電施設で発電を行おうということ です。したがって、第二浄化センターでは今焼却は考えていません。以上です。

○乾委員 そういう申し合わせがあるということを理解していただいていましたら、それで結構です。

〇森山委員 私からは3日前、代表質問で行った京奈和自動車道に関連する質問をいたします。

ご答弁いただいた中身は橿原から御所、五條、和歌山、橋本方面の京奈和自動車道について来年の春に、約60キロメートルが一本に結ばれて供用開始されるようになると。道が一本につながったことによって、どれだけ橿原の渋滞が予想されているかということと、それらに対する対策はどうなのかというお話をしたのですけれども、返ってきた答えは抜本的な答えが一つで、橿原の残る未供用部分を一気につなげていくように進めていきます

ということでした。もう一つは、交わっている中和幹線の交差点の部分が混雑しているの で、左折レーンの整備を進めるというお答えでした。両方とも、もちろん進めていただき たいのですけれども、中和幹線の問題というのは、現在、もう既に混雑している上での問 題で、京奈和自動車道のその部分が供用開始されると、さらにそこの部分も混雑するとい うことで、今の混雑の部分に対する答えだったと思っています。もう一つの抜本的な話と して、まだ10年先の話ですから、私が聞きたかったのは来年春から60キロメートルが 一本に結ばれることによって交通量がどのくらいふえるのかということです。というのが、 今まで部分、部分で供用開始されているところは、結構、おり口のところでは混雑をして いたり、おり口から国道24号と結ぶところが混雑しているというのは、よくある話でし た。今度一本につながると、その国道24号の間の混雑が減るのは、非常によいことだと 思っていますけれども、そういう車が一本につながって最後に橿原へおりてくるというこ とと、プラス高速道路の割安ルートで、奈良の例を挙げましたけれども、この割安ルート を利用しようと思ったら、今まで阪和自動車道を通って西名阪自動車道を走っている、あ るいは南阪奈道路を走っている車が、回り道をしてでも和歌山から60キロメートルの道 を無料なのでずっと一本で橿原まで来たほうが、多少時間はかかっても、いや、時間はそ んなにかからないかもしれないし、高速道路を無料で行けるということになると、今まで 通らなかった車も回り出すようになるのではないかと。そういう車がプラスされて、橿原 の最後の部分というのが一般道の信号の部分で終わるわけです。反対側の和歌山がどうな っているかというと、ちょうど今最終の工事をしているから、60キロメートル和歌山の ほうに行くと、最後はそのジャンクションで分散されると思うのです。橿原はその分散が ない。どのぐらいの交通予測が立てられているのかわからない。その中で現在、混雑して いるという、プラスアルファそれだけの交通量がふえると、一体どのぐらいの混雑が生ま れてくるのかということが、気になっているところなのですけれども、それを示していた だく資料がまだないような状態かと思っています。新堂のおり口は、今よりも大体何割ぐ らい交通量がふえるのか。

それと、もう一つは、そっちに回ってくる大型トラックの例も出しましたけれども、大阪圏から中京圏へ移動しようと思う車は、もしこのルートを回ってくるようになると考えると、3つルートがあると思っているのです。1つは未開通部分を通って、京奈和自動車道の無料である大和区間を通って、有料の西名阪自動車道を少しだけ通って抜けていくというルートか、中和幹線に出て、中和幹線を右折して、天理街道に出て名阪国道へ上がる

コースか、大和高田バイパスに乗って、県立医科大学の前を通って、中和幹線のほうを回っていくか。この3つに絞られてくるのかと思うのですけれども、そうすると中和幹線の今でも混雑しているところが、なお混雑に拍車かかる、左折レーンの対応だけでこの10年を過ごしていくというのはあまりにも混雑対策が弱すぎるのではないかと気にします。いよいよ来年の春供用開始になりますけれども、そのあたりの話をもう一度お聞かせください。

〇森本道路政策官(道路建設課長事務取扱) 京奈和自動車道の橿原市域のミッシングリンクのところ、今後どうなっていくかというご質問でした。

本会議の答弁では、委員がお述べのとおり、本線の対策と中和幹線の土橋南交差点の対策について説明しました。今、中和幹線の左折レーンを何とかしてみようということで、 県で計画を立てて、それを国へ投げかけて、それにあわせて国道24号も何とか対策を一緒に考えてほしいという協議をしているところです。

あと、ご指摘の橿原北インターチェンジから橿原高田インターチェンジが完成するまでの間、京奈和自動車道の混雑を避けて一般道へ回ることが想定されるのではないかということで、その対策はということです。非常に対策が難しい問題ではあると思っていますけれども、まずはできるだけ外へ回らないようにするために、土橋南交差点のほかに、委員がお述べの未整備区間の一番南端である新堂ランプ交差点や国道165号と国道24号の交差点である曲川町東交差点は渋滞ポイントになっており、この区間についても対策が必要ということで国とは話をしております。

先ほどの話にあった、和歌山とつながった際に、どのぐらいの車が来るのかというご質問に対しては、数字としてはまだ出ておりません。ただ平成25年度以降、交通量を計測しており、例なのですけれども、2015年3月に郡山下ツ道ジャンクションができ上がり、西名阪自動車道と京奈和自動車道がつながりました。2014年と2015年のその前後、計8回交通量調査をし、橿原北インターから橿原大和高田インター間の通過時間なのですが、日曜や平日などいろいろありますが、一番ふえたところで、もともと14分かかっていたところが24分と、10分余計にかかっています。ほかの日も、1分ふえているところもあれば、4分、6分、ジャンクションがつながることで通過時間がふえているのも事実です。その辺は十分認識しており、新堂ランプ交差点や曲川町東交差点についてもでき上がるまでの対策をどうしていくかは引き続いてやっていく予定です。

それから、本年度末に和歌山とつながって、県では御所と五條がつながります。ただ、

橿原区間ができ上がるにはまだまだ日時がかかりますので、つながったら終わりというのではなく、ずっと継続的に周辺道路網を含めた交通量をきちんと把握しながら、奈良国道事務所と一緒に対応は引き続き考えていきます。

○森山委員 トラックの話を例に挙げましたけれども、そのとおり乗用車の数量もふえていくとどうなるかというと、今の橿原バイパスの隣にある市道で生活道路なのですが、今でも朝の混雑する時間帯などはナビで見た人たちが裏道といって通っていっているところがあるのです。そういうところにまた混雑を避けようと思う車が入ってくると、地域の人の危険は物すごくアップしていくのです。そういうことをなくしていくためにも、来年の春に供用開始されたら、混雑が今以上にひどくなるだろうと予想がつくので、全線供用開始はまだ10年ぐらい先の話ですから、それまでの間の、もう少し効果のあるようなことを何か考えていただかないと、生活道路の危険は本当にひどくなると思うし、トラックの混雑も相当ふえると思っています。これはあけてみないとわかりませんから、予想をどれぐらいされているのかを尋ねたかったのですけれども、ないようでしたら、これからまた連携をとって、来年の春に向けた取り組みをどうしていくのかもあらかじめ立てておいていただきたいと思います。

1年後供用開始されたときに、実際にどうなっているのか、追って見ていきたいと思っていますので、そのときに、やっぱり手を打っておいたほうがよかったということができるだけ少なくなるような努力を奈良国道事務所と一緒に進めていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○池田委員 まず、奈良市月ヶ瀬と生駒市西松ヶ丘の砂防の問題です。月ヶ瀬の問題については、自由民主党の代表質問で、国中委員から質問をしました。また、西松ヶ丘の件については他の議員からも質問があり、また先ほど川口委員からも質問があったところです。この2つの問題については、発覚がおくれた、県の対応がおくれたのではないか。また、これまで、適正な対処ができていたのか、また現状はできているのかといったところが大きな問題になっており、周辺住民の皆さんの不安が日増しに大きくなっていると思っています。そういう意味では、きょうもたくさんのマスコミが来られておりますけれども、今や社会的な問題になっていることは間違いありません。先ほど、この2つの案件については、川口委員からご質問あったところで、7月末に住民説明会をと期限を切っていただきましたので、私からは、果たして、今、県内に違反行為と思われる事案はないのかをお尋ねしたいと思っております。

きのうの一般質問の答弁で、知事から、この月ヶ瀬の件だったと思いますけれども、担当の職員が知事に持ってこられた報告に上がったリストの一覧表の中にこれが入っていたとご答弁されていたように記憶しています。ということは、この2件以外にも違反行為が県内にあると、また今、県でそれなりの対応、対処をしていただいてるのだろうかと疑問に思いましたので、そういった違反行為、あるいは違反と思われるような状態にあるのはほかにあるのでしょうか。あれば、件数をお示しいただきたいと思います。

〇城ケ崎砂防・災害対策課長 西松ヶ丘、それから月ヶ瀬以外における違反案件の件についての質問です。

ただいま、西松ヶ丘、それから月ヶ瀬を含めて、5件の違反案件があろうかと思っています。さきの12月議会においては6件の違反案件があるとお話したところですが、1件については今年4月に是正措置が完了しました。したがって、5件のうち残り3件については、1つは奈良市中ノ川町で国道369号が被災し、道路に土砂が流出して、防災工事を行政代執行した件です。引き続き現在は、そのときの措置において、今までのところ土砂流出等がないところもあり、追加に経過監視をしていこうと考えているところです。

それから、もう一つ、生駒市北田原で、個人による案件がありました。この部分については、許可をした範囲の中で、許可を与えた条件よりもきつく土砂を盛ったところでした。 平成26年8月に告発をした案件ですが、平成27年に不起訴となったところで、今後も引き続き口頭指導及び文書指導をしているところです。ただ一方、当該地を活用した開発行為もご提案が複数あり、ただいま是正措置が全面にできることが前提であれば、真摯にその内容についても取り組んでいきたいと思っているところです。

最後になりますが、生駒市北田原の法人の案件があり、広大な土地で土砂を盛り土したところがあり、そこが完了せずに現地が違反状態になっているところがありました。ただ、平成27年度に3回文書指導をした中で、行為者が是正計画を作成をしているところで、近々その行為者の計画策定する者と一緒になって現地に行って、できる限り早目に是正計画をつくり提出するように指導したいと思っているところです。以上です。

○池田委員 この7月に生駒市西松ヶ丘の案件以外に、県内に3件、継続して指導すべき 案件があること、それぞれについて状況をご説明いただいたわけですけれども、2番目に ご説明いただいた北田原の個人のお持ちの件で、今、是正指導を行っていて、それとは別 個にこの土地を含む開発行為の相談が来ているということでした。詳しくないので教えて いただきたいのです。まず是正をした上で、開発行為というのが通常かと思うのですが、 このあたりについては担当課としてはどのようにお考えなのですか。

〇城ケ崎砂防・災害対策課長 委員がご指摘のとおりだと思っています。是正をするのが前提です。ただ、是正をするのとあわせて、開発行為者と是正行為をすべき人とが一緒になって、是正をすることを前提に、あわせて開発行為をすれば、一つの解決の方法かということで、ご相談には乗ろうということで考えているところです。以上です。

○池田委員 そういうことが可能なのかどうかが不勉強でまだよくわかっておりませんけれども、事を悪く言えば、その不法行為と違反行為を隠蔽するような開発できれいにしてしまおうということにならないように、県としてはしっかりと対応していく必要があると思いますし、この3件について、この7月1日から条例が施行され、マニュアルが運用されますけれども、これに照らしたときにこの3件について例えば刑事責任など、そういったそれなりの対処をすべき案件に該当するものはあるのでしょうか。

〇城ケ崎砂防・災害対策課長 今回、条例を改正し、命令違反や許可条件違反など6項目について改正したところです。したがって、命令違反、いわゆる知事の監督処分をすることができれば、外形的には成り立つのかと思っているところです。ただ、告発を既にしている北田原の個人のところについては難しいかと思っていますし、中ノ川の案件と北田原の法人については、外形的には監督処分も一つの検討にはなるのかと思っているところですが、過去の案件ですので、遡及しながらやるということ自体に難しいところがあろうかとも思っているところです。以上です。

○池田委員 条例施行とマニュアルの運用が同日、7月1日からスタートすると。今、砂防・災害対策課長の答弁では遡及できないということです。確かにそうなのかもしれませんが、厳しくやっていくことが求められます。この議会では、この2件のクローズアップされている案件だけを厳しく対応していくという、先ほどから、また本会議でもご答弁があったわけですけれども、こちらについても厳しく対応していただくことは言うまでもありません。ぜひお願いをしたいと思いますし、先ほど出ていたように、県がそれぞれのこういった事案に対して消極的ではないのかという印象は、やはりよくないと。やはり県民にとって、安心して奈良県でお住まいをいただくという意味では、行政の毅然たる姿勢をしっかりと見せていく必要があろうかと思いますので、問題が発生したときに、違反事案が発生、発覚したときに、どう対処していくのかと。迅速に対応していくことはもちろんですが、必要に応じて、新たに施行される条例に即して対応していくことが、その姿勢を問われていると思いますので、県の厳しい対応でこういった違反行為を対処していただく

ようにお願いしておきたいと思います。

それから、住宅行政について質問いたします。県営住宅のあり方についてです。

現在県内には44の県営住宅がありますけれども、この入居状況についてお聞かせいただきたいと思います。

〇大島住まいまちづくり課長 県営住宅についてのご質問がありました。

奈良県の県営住宅はことしの4月時点で、44団地、8,244戸あります。そのうち 入居されている戸数が6,472戸、入居率は79%です。特に簡易平家建て、それから 簡易2階建ての県営住宅が耐用年数を超過して老朽化が進んでおり、こういった団地につ いては入居者の募集を停止していることもあり、こうした団地において空き住戸が多いと いう状況です。以上です。

〇池田委員 今、募集停止をしていると、耐用年数を過ぎているところについては44の 団地のうち何カ所あるのですか。それと、それを除いた入居率はどれぐらいになるのです か。

〇大島住まいまちづくり課長 現在、入居者の募集を停止している団地は24団地となっており、こうした団地を除くと入居率は88%です。

○池田委員 一般的に、公営住宅というのは入居希望者が非常に多く、抽せんでなかなか当たるのが難しいというイメージを持っていたのですけれども、入居募集を停止しているところを除いても88%の入居率ということは、12%はあいているという状態です。これは非常にもったいないような気がするのです。募集をかけているけれども応募がないという場合もあろうかと思いますけれども、そのあたりをどのように効率的に部屋を、入居率を高めていくのか。100%であれば家賃収入も当然それだけ入ってくるわけですから、県としてはよいわけです。

伺いますと、その県営住宅の中に、人気のあるところと、それから人気の低いところは あまり募集しても応募がなかったりということにもなっているのかと思うのですが、その 高いところと低いところ、それぞれについて、県として、担当課として、どのように分析、 なぜそうなっているのか、例えば立地であるなど、いろいろあると思うのですが、そのあ たりについてご説明いただきたいと思います。

〇大島住まいまちづくり課長 空き住戸が多いのではないかというご指摘と入居率が高い ところと低いところ、その理由をどのように認識しているかというご質問をいただいたと 思います。 まず、空き住戸が多いというご指摘についてですけれども、この空き住戸の中には、募集に向けて修繕を行っている住戸も含まれています。前の入居者が退去した住戸は、多くの場合そのまま使えることはなく、修繕が必要になっています。中には、やはり大々的に修繕が必要なケースもありますので、そういったこともあり、空き住戸があるということです。私どもとしては、予算の範囲内でできるだけ効率よく修繕を行い、新たな募集住戸として活用できるように努めているところです。今後もそこについて努力していきたいと思います。

それから、入居率の違いについてですけれども、県営住宅の中でもエレベーターがなくて4階建て、5階建ての住棟があります。そういったときに、3階以上の住戸は、募集してもなかなか手が挙がらないということで、入居率が低いという状況があります。一方で、例えば最近開発されている団地で、エレベーターがついているところですと、全体で4団地ありますけれども、募集をかけると倍率が20倍を超えるようなケースもあり、結果として団地の入居率も高くなってきている状況です。以上です。

○池田委員 エレベーターがついている県営住宅は44の団地のうちわずか4カ所しかないと。高齢化が進む中では、3階以上に上っていくのは、例えば買い物に行かれて荷物を持ってというのはなかなか難しいと思いますし、結果として、高齢者の話ですが、家から出られなくなって、引きこもりになって、足腰が弱ってということにもつながりかねないので、何とかエレベーターを後づけでもつけられないものかと思うのですけれども、技術的にはなかなか難しい課題だと思います。現在、住宅政策については、平成24年3月に奈良県住生活基本計画を策定をされ、さらに平成24年9月には奈良県住生活ビジョンを作成され、その住まい、まちづくりにかかる課題を踏まえて、公営住宅の活用であったり、あるいはあり方について、重点課題として取り組みをされていると伺っておりますが、今後、この県営住宅のあり方、方向性については、現在どのようにお考えでしょうか。

〇大島住まいまちづくり課長 今後の方向性についてご質問いただきました。

県営住宅のうち約2割が簡易平家建て、あるいは簡易2階建ての耐用年数を経過した住宅となっており、また耐用年数の残る中層耐火造の4、5階建ての住宅であっても、先ほど申し上げたようにエレベーターが設置されていないなどの、ともすれば時代のニーズにそぐわないものとなっているのは事実です。このために、先ほどご指摘いただいたように、平成24年9月に作成した奈良県住生活ビジョンにおいても、時代のニーズに合った公営住宅の活用を位置づけ、県営住宅の老朽ストックの更新などを進めていくこととしていま

す。

今後は、耐用年数の残る中層耐火造の県営住宅については、適切な維持管理、改修を進めていくことが重要だと思っております。それから耐用年数を経過して老朽化してきている県営住宅については、入居者の方々に耐用年数の残る、4、5階建ての住宅の空き住戸に住みかえをしていただく。それを促していくというのが一つ、それからもう一つは集約化による更新を図っていく必要があると考えているところです。ちょうど住生活基本計画、それから住生活ビジョンの作成から5年が経過してきますので、県営住宅の取り巻く状況を踏まえて検討を行い、本年度にまず住生活基本計画の見直しを行いたいと思います。それから、今後、住生活ビジョンの見直しも含めて、具体的な検討を進めてまいりたいと考えています。以上です。

○池田委員 募集停止が、先ほどのご答弁で24カ所ということです。実際にお住まいの住民の皆さんからすれば、空いたまま入ってこないと、確認すると募集停止になっているみたいよと、じゃあ、この住んでいる団地は、将来どうなっていくのかという。例えば、調べますと、あるいは伺いますと、小規模な公営住宅ですけれども、今、県内に1カ所1世帯しかお住まいでないところもあるのです。それを考えますと、非常に不安な思いをされているのではないかと思います。

平成28年、見直しの予算がついて、今、鋭意取り組んでおられると思いますし、また今年度、住生活基本計画をつくられて、来年にはちょうど5年前と同じように住生活ビジョンをつくられるという予定のようですが、先ほどのご答弁の中にもあったように、それぞれの県営住宅を今後どのようにしていくのかと、もちろん時代のニーズに合った形に変えていただかないと、住宅というのは早晩だめになってしまうと思いますので、より具体的な計画といいますか、この住宅は建てかえをしていく方向なのだ、あるいはここは修繕でいくのだ、あるいはここは集約化をするのだと、こことここは集約化してここに移っていただくようにお願いをしていくのだなど、そういう具体的な計画を住生活基本計画と住生活ビジョンと、それに加えて、具体的な住宅の今後のあり方を示していただければと思っています。ぜひ引き続き鋭意ご検討いただき、いい計画をつくっていただいて、よりよい県営住宅になりますようにお願いをして、私の質問を終わります。

○大国委員 一括して3点質問いたします。

まず1点目は先ほどから、川口委員あるいは池田委員からもありましたけれども、この 砂防指定地内の違反行為に対する対応についての説明もありました。昨年の12月に出さ れた資料を見ておりますと、去年の12月は6件あったようです。県が認識されたのは平成21年から平成23年、この3年間に集中している状況がなぜかあります。先ほどの報告では、あともう3件だということですけれども、特に私ども、また県民の皆さんがテレビ等であのニュースを見られて、何てことになっているのかという感想をお持ちになったかと思いますし、本当にあれは奈良県かというお声もありました。そういう中で、今取り組んでいただいているわけですけれども、検証の中を見ても、特に初期の対応が一番大事だと思ったのですが、3番目に、速やかに違反指導を行うための情報の不足、能動的に現地確認を行うルール・体制が不十分等々ありますけれども、県民からすれば、ああいう通報があれば、県はきちんとやってくれるんだろうと期待をするわけです。現状では、この文章を見る限りではそうではなかったのかとも思うわけですが、この初期対応についての考え方をお聞かせを願えればと思います。

質問の2番目ですが、これも長年質問していますけれども、2010年の平城遷都1300年祭に使った奈良市中町の駐車場の跡地の利用です。私も本会議あるいは委員会等でも、繰り返し質問しています。それ以降、随分空き地でおいてあり、県民の皆さんから、いつになったらこの利用が図られるのかということを再三お聞きをするわけです。平成23年度には基本計画を取りまとめたいという答弁もありましたし、また、中町拠点整備推進協議会、奈良市、県、また地元の皆さんとともに協議をされてきた経緯もあろうかと思います。しかしながら、この土地利用についても道の駅にしてはどうか、また交通拠点にする、防災拠点にする、物販施設にする、またさまざまなアイデア等も検討されているようですけれども、現在のこの中町の駐車場の跡地活用についての考え方、またいつまでにこれを結論を出そうとされているのかを2点目にお尋ねをしたいと思います。

3点目ですけれども、そろそろ奈良も暑くなってまいりました。直近の6月6日から12日までの1週間の熱中症による救急搬送が9名ということで、大体、例年並みの救急搬送の件数が報告されています。奈良公園もたくさん人に来ていただき、非常にうれしいわけですけれども、中にはこの暑さにまいられる方もいらっしゃると思います。そういった中で、毎年、奈良公園室では、ミストを設置していただいています。しかも、手づくりでという、ここがうれしいことですけれども、限られた予算の中で工夫をしてつくっていただいており、ことしまた新たに設置をされるかと思いますけれども、今回の設置される状況、予定等がありましたら、お尋ねをしたいと思います。

○城ケ崎砂防・災害対策課長 委員より砂防指定地の違反行為にかかる初期対応について

の質問です。

大きく2つあろうかと思っています。1つ目は許可案件、奈良市月ヶ瀬のほうは許可をしていたところでの違反状況をしっかりと監視できていたのかどうかというところに皆様方から厳しい意見をいただいていると認識しています。今回、マニュアルにも書いていますが、まず許可証の中に、行為者から定期報告や終了届を含めて、届けを出していただくこと自体を許可条件にするということで、条件に違反すると罰則になるとなりましたので、行為者に対しても報告するというインセンティブが高くなったということが一つと、それを監視する側の職員としてもそれは罰則に対応するのだという中で、極めて積極的、より能動的な取り組みを定期的に必ずやることを促すようになったと思っており、しっかりと対応していきたいと思っています。

また、生駒市西松ヶ丘の案件は、まさに無許可のところで起こって、住民通報があって対応してきたところです。そういった意味では、初期対応の部分では対応してきたところですけれども、それを経過的に、継続的に監視していくという部分に、非常に厳しいご指摘をいただいているところです。監視・違反指導体制の中で、定期的に是正指導を行った後にも、定期的なパトロールの報告を紙で記録し、それから引き継ぎ、定期的に実施することを明記して、職員の中で徹底することによって、厳しく、しっかりと対応することをこの中に記述することで取り組もうと、マニュアルに記載したところです。また、無許可、それから許可案件も同様ですけれども、土木事務所と砂防・災害対策課ですけれども、情報共有が足りなかったという部分があろうかと思っています。そういった意味で情報共有をしっかりしながら、また関係課も協力ということで、最後に情報共有が不足していたと記載していますが、そこをしっかりと引き継ぎながら、みんなで監視をしていくということを取り組みたいと思っています。

〇森本道路政策官(道路建設課長事務取扱) 奈良市中町駐車場の検討状況についてお答えします。

中町駐車場の活用方法ですけれども、委員もお述べになりましたけれど、さまざまな角度から検討しております。以前、答弁をしましたけれども、新奈良総合医療センターが開院間近ということと複数の大型商業施設が立地するなど、状況が変わっています。その辺の周辺環境も踏まえた検討が必要と。

それから、立地ですけれども、第二阪奈有料道路と県が4車線化を進めている県道枚方 大和郡山線の交差する交通の要衝に位置するということ、非常に市街地に近い場所にあり

ます。県下では12の道の駅がありますが、道の駅大和路へぐりが市街地に近いのですけ れど、あとは山間部にあるということで、市街地の近郊で整備された道の駅はどういうも のがあるのかという全国調査などをしています。1,000以上道の駅があるのですけれ ども、市街地に近いということで抽出して23カ所ほどを調べましたら、23カ所中22 カ所は農産物の直売所がある、23カ所中17カ所はレストランを持っていることなどが わかっております。それから、比較的多かったのが公園広場を一緒につくっているという ことです。それから、市町村がやっている部分ですけれども、市町村の役所機能を設けて いる、あるいは診療所を設けているなどという道の駅もありました。それから規模は、2 3カ所を調べましたけれども、中町駐車場は4ヘクタールあるのですけれども、4ヘクタ ール以上の道の駅が2カ所、2ヘクタールから4ヘクタールが4カ所、1ヘクタールから 2ヘクタールが10カ所、1ヘクタール以下が7カ所ということで、平均すると1. 6ヘ クタールぐらいで、中町駐車場は非常に大きいということで、検討のパターンがいろいろ あることがわかっています。それを踏まえて、あとは、道の駅の応用、発展系となるよう な特色のあるものにしたいということで、そういう道の駅について全国的な調査をしてい ます。それを踏まえて、委員がお述べになりました、県産材のPRができるような産業振 興系の道の駅、広場やキャンプ場があるような道の駅、公園緑地系の道の駅、農産物の直 売所に農業体験ができるような施設をつくったような農業振興系の道の駅、前に市のスポ ーツ施設もありますので、スポーツ施設やグラウンドを備えたスポーツ系、交通の拠点に ありますのでその機能を生かす交通拠点系という、いろいろなパターン、テーマごとに整 備案を今検討しています。まだ整備案としてはまとまっていないのが現状です。非常に広 くて交通の要衝になる大変貴重な県有財産ですので、検討には慎重さが求められるという ことで、いつまでにというご質問だったのですけれど、具体的にするにはまだしばらく時 間を要するとは思っています。県独自の地方創生に資する北部の拠点になるような活用方 法ができないかと引き続き検討を続けたいと思います。以上です。

〇上平奈良公園室長 ミストの設置についてお答えします。

もともと奈良公園のミスト整備については、もてなしの一環として、来訪者の方に少しでも涼を提供できないかという考えのもとから、平成24年に浮雲園地、あと若草山麓の北ゲート、南ゲート、この合計3カ所に職員みずからの手で設置しました。このミストが来訪者の方々には非常に好評でしたので、一昨年度は大仏殿前駐車場の休憩所に、また去年は興福寺の近くのあずまやに設置し、合計5カ所でミストによる涼を提供してきました。

委員からは、設置当初からいろいろ評価いただいて、非常にありがとうございます。

ことしも従来どおり、職員の手づくりにより、猿沢池の、ちょうどウッドデッキができたところなのですけれども、その付近に1カ所新たに設置しようと考えております。今後とも来訪者に喜んでいただけるように、ささいなことから取り組んでまいりたいと思ってます。以上です。

○大国委員 1点目のこの砂防指定地内の違反行為等の対応ですけれども、先ほどから各委員よりご意見も出ていますけれども、私のほうからも厳しくこういったことがないように、また県民の皆さんが本当に安心していただけるように、ぜひとも取り組みをお願いしたいと思います。

2点目の奈良市中町の駐車場ですけれども、非常にポテンシャルが高い地域だと思いますし、また、それであるがゆえにずっと空き地でおいてあるということ自体、県民にとっても利益にならないと思います。しっかりと協議をしていただきたいのですけれども、この協議の中には奈良市は入ってないのか、それともどういう範囲で協議しているのかということをお答えいただきたいと思います。

ミストについてですけれども、年々そうやって広げていただいており、本当にありがとうございます。見に行くと、皆さん本当に喜んで、外国人観光客の皆さんも喜んでミストに当たっておられるシーンを見るわけです。加えて、人間だけではなく、鹿も涼をとっているシーンを見るわけですが、奈良らしいシーンになっています。こういったほのぼのとしたおもてなしの取り組みを着実に進めていただきますようにお願いしたいと思います。また恐らく7月初旬か中旬ぐらいに設置されると思いますけれども、県民の皆さんにもお知らせをいただければ幸いですので、よろしくお願いします。

〇森本道路政策官(走路建設課長事務取扱) 奈良市との協議状況のご質問でした。

先ほど述べましたけれど、本県独自の地方創生になるような、北部の拠点にならないか ということで検討していますので、現在は奈良市とは協議しないで、県で案を練っている ところです。以上です。

〇大国委員 そうしたら、しっかりとその協議体もつくっていただいて、しっかりと結論を出せるようにお願いしたいと思います。もう6年ぐらいたっていますし、ほとんど答弁も変わらない状況で、県民の皆さんに、また県外から来県される観光客の皆さんにご提供できる駐車場の利活用をお願いしたいと思います。また、機会があればお尋ねしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○清水副委員長 1点だけ確認したいと思います。

奈良県汚水処理構想の改訂が行われるわけですが、まず資料の1ページに公正な下水道料金の徴収が掲げられております。そんな中で、現状の水洗化率は、担当者にお伺いしますと奈良県全体の平均で90.4%ということです。せっかく巨費を投じてつくった下水道が1割使われていない。非常にもったいないわけです。そんな中、この公正な下水道料金の徴収に当たって、現在、徴収員であったり、補助の制度をされているのですが、そういうソフトの時代というのもひょっとしたら限界が来ているのではないのかという気がします。この未水洗化の約10%に当たる中で、理由のない未接続は何%ぐらいあるのか把握しておられるかどうか、まずお伺いしたいと思います。

〇小西下水道課長 接続率についてご質問いただきました。

下水道に接続できる環境にありながら、未接続となっている世帯を解消していくことは 公共水域の水質改善や設備投資に見合う使用料収入の観点から重要であると考えています。 下水道を整備されてから、くみ取り便所においては3年以内に接続という義務があります けれども、そのあたりについての指導や至った経緯については私のほうでは特には聞いて いません。

○清水副委員長 下水道法第48条、下水道法第11条の3の命令違反に対する罰金の規定があります。これもう皆さんご存じのとおりで、命令違反をした場合は30万円以下の罰金に処するという条文があります。その命令違反の内容というのが、下水道法第11条の3第1項、これは改造義務、下水道課長がご答弁されたとおり3年というのがあります。その第3項に、相当の期間を設けて、この改造義務をされない場合は命ずることができると。これはできる規定ですけれども、この命ずる規定を適用すべきではないのかという気がします。せっかく巨費を投じて10%、言葉が悪いのですけれど、どぶに金を流しているということにもなりかねませんので、義務があるのは各公共下水道管理者の市町村ですけれども、本当に大きな補助金を投じてつくったものですから、100%の水洗化を早期に目指すというのが絶対的に必要だと思いますので、奈良県としてどのような指導をされるのか、その方向性だけをお伺いできますか。

〇小西下水道課長 副委員長がお述べになった罰則規定に至ったという事例については私 どもは聞いていませんけれども、その接続率の状況について、きちんと把握したいと思い ます。その上で、公共投資を行っている観点からも、非常に重要であると認識しており、 下水道を担当する職員の意識改革も必要かと考えます。そのため県としても、市町村にお ける接続率の状況をきちんと把握し、市町村に対して接続率向上の啓発活動などを指導していきたいと思います。以上です。

〇清水副委員長 法律にきちんとこういう定めがあるということを再度市町村の職員の方にも認識をしていただく。それから、下水道を普及をしたその理由は何なのかということです。住民の皆さんにきちんと理解していただく必要があると思いますので、これからさらなる取り組みを進めていただきたいと思います。要望しておきます。以上です。

〇岩田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかになければ、これをもちまして質疑を終わります。

次に委員長報告についてですが、本会議で反対討論をされる場合は委員長報告に反対意 見を記載しないこととなっております。

〇太田委員 反対討論を行いたいと思いますので、よろしくお願いします。

〇岩田委員長 日本共産党が反対討論されるということですので、議第65号、議第68 号及び議第71号については、委員長報告に反対意見を記載しませんので、よろしくお願いします。

次に、委員長報告についてでありますが、正副委員長に一任願いますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

特別な事情がない限り、ただいまの構成による委員会は、本日の委員会をもって最終に なると思います。

昨年5月より、委員各位には当委員会所管事項であります道路整備、河川改修などの土 木行政、また水道施設の充実につきまして、始終熱心にご審議をいただきました。

また、理事者におかれましても、種々の問題について積極的な取り組みをしていただきました。

おかげをもちまして、無事任務を果たすことができましたことを、委員各位並びに理事者の皆様方に深く感謝申し上げ、簡単ではございますが、御礼のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、これをもって、本日の委員会を終わります。